

# 秋田県農地中間管理事業 様式集・記載例 (R5年7月現在)

区分	様式	枝番	名 称	使用者・提出先	ページ
借受 申込 ・貸付 の	5	1	貸付希望農用地等の登録申請書	出し手→業務委託先	1
		2	貸付希望農用地等の登録抹消願	出し手→業務委託先	2
		3	農用地等の借受申込書	受け手→業務委託先	3
リス ト	6	1	貸付希望者情報	業務委託先	4
		2	借受希望者情報		5
		3	マッチングリスト		6
促集 進計 画案・	7	1	農用地利用集積計画一式(出し手)	業務委託先(出し手)→公社→農業委員会	7~17
		2	機構関連事業について (契約期間が15年以上の場合)	出し手→業務委託先→公社	
	8	農用地利用集積計画一式(受け手)	業務委託先(受け手)→公社→農業委員会	18~33	
	9	農用地利用集積等促進計画案一式(再配分用)	業務委託先(受け手)→公社	34~49	
	10	利用状況改善に係る承諾書	出し手→公社	50~51	
解約 関係	11		農地賃貸借契約の解約に関する届出(通知)	業務委託先→公社	52~63
		1, 2	【公社借入】 農地法第18条第1項第2号に係る合意書 農地法第18条第6項の規定による通知書	出し手→業務委託先→公社	
		3, 4	【公社貸付】 農地法第18条第1項第2号に係る合意書 農地法第18条第6項の規定による通知書	受け手→業務委託先→公社	
賃料 変更	12	【出し手・受け手】農地賃貸借料の変更について			64~69
			農地賃貸借料の変更に伴う同意願(通知)	業務委託先→公社	
		1	農地賃貸借料の変更に伴う同意願	出し手・受け手→業務委託先→公社	
		2	同意書	出し手・受け手→業務委託先→公社	
賃料 変更	12 I	【出し手】農地賃貸借料の変更について			70~75
			農地賃貸借料の変更に伴う同意願(通知)	業務委託先→公社	
		1	農地賃貸借料の変更に伴う同意願	出し手→業務委託先→公社	
		2	同意書	出し手→業務委託先→公社	
	12 II	【受け手】農地賃貸借料の変更について			76~81
			農地賃貸借料の変更に伴う同意願(通知)	業務委託先→公社	
		1	農地賃貸借料の変更に伴う同意願	受け手→業務委託先→公社	
		2	同意書	受け手→業務委託先→公社	

# 秋田県農地中間管理事業 様式集・記載例 (R5年7月現在)

区分	様式	枝番	名 称	使用者・提出先	ページ
名義変更	13	【出し手】名義変更と送金先の変更について			82～92
		1, 2	相続登記完了の場合	相続人→業務委託先→公社	
		3, 4	相続登記未了の場合	相続人代表→業務委託先→公社	
		5, 6	相続登記完了により相続人変更の場合	相続人→業務委託先→公社	
	14	【受け手】名義変更と振替口座の変更について			93～97
1, 2	相続による名義変更	受け手→業務委託先→公社			
権利移転	15		農用地利用集積等促進計画案一式(権利移転用)	業務委託先(受け手)→公社	98～113
その他変更	16	1	【出し手】 住所・氏名・金融機関口座の変更について	出し手→業務委託先→公社	114～117
		2	【受け手(個人)】 住所・氏名・金融機関口座の変更について	受け手→業務委託先→公社	118～122
		3	【受け手(法人)】 所在地・名称・代表者・金融機関口座の変更について	受け手→業務委託先→公社	123～127
機構関連事業	17	1, 2	契約期間の延長 (H29.9.25以降の契約が対象)	出し手→業務委託先→公社	128～132
		3, 4	農用地利用集積計画の撤回 (H29.9.24以前契約が対象)	出し手→公社→市町村	133～137
一時転用	18		農地一時転用の同意願いについて	出し手・受け手→業務委託先→公社	138～142

# 参 考 様 式

区分	参考 様式	枝番	名 称	使用者提出先	ページ	
各種 証明	1	1	贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書について	業務委託先→公社	143～145	
			特定貸付けを行った旨の証明書	出し手→業務委託先→公社		
		2	2	相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書について	業務委託先→公社	146～148
				特定貸付けを行った旨の証明書	出し手→業務委託先→公社	
	2	2	農地中間管理機構が借受けをしない農用地等について(証明願)	市町村→公社	149	
	原本 還付	3	戸籍関係書類の原本還付について	出し手→業務委託先→公社	150	
促進 計画	4	1	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について(依頼)	市町村→農業委員会	151	
		2	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について(回答)	農業委員会→市町村	152	
	5	5	農用地利用集積等促進計画の策定について(要請)	農業委員会→公社	153	

※記載例の記入されている様式のうち、

- 青字がデータ入力が必要な箇所または入力フォーム等に入力したデータが反映される箇所
- 緑字が自署など手書きが必要な箇所 となります

※各様式の市町村等からの鑑文の公印については、各市町村等の規程に基づき、省略しても構いません

## 主な改訂内容について (R5年7月現在)

区分	様式	枝番	名 称	改訂の内容
共通			押印欄の削除	原則、押印不要。 ただし、業務受託機関の判断で引き続き押印しても可。 押印省略に伴い、各様式において印鑑証明書の添付が必要なケースを整理。
			受け手の公募が廃止されたため、公募に係る様式の削除	様式の改廃に伴い、様式番号の1～4は欠番とする。
借受 申・貸付の	5	2	貸付希望農用地等の登録抹消願	参考様式3号だったものを様式第5号の2に繰り上げ。
		3	農用地等の借受申込書	受け手の申込書を新設。
集積計画・促進計画案	7		農用地利用集積計画一式(出し手)	チェックリストの見直し(地域計画が策定された場合は集積計画が使用できなくなることから、地域計画未策定であることをチェックリストで確認する仕組みとした)。
	8		農用地利用集積計画一式(受け手)	
	9		農用地利用集積等促進計画案一式(再配分用)	様式を新設。
権利移転	15		農用地利用集積等促進計画案一式(権利移転用)	様式を新設。
一時転用	18		農地一時転用の同意願について	一時転用に係る計画や図面など、一時転用の内容が確認できる書類を添付するよう見直し。

区分	参考様式	枝番	名 称	改訂の内容
原本還付	3		戸籍関係書類の原本還付について	様式番号の変更(参考様式3に変更)。
促進計画	4	1	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について(依頼)	法改正に伴い、新設。
		2	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について(回答)	
	5		農用地利用集積等促進計画の策定について(要請)	

(様式第5号の1)

# 貸付希望農用地等の登録申請書

受付番号

1 貸付希望者

氏名

フリガナ

郵便番号

市町村

大字～番地

秋田 太郎

7キタ タロウ

123-4567

〇〇市

〇〇町〇〇字〇〇

3 注意事項について  
説明を受けました。

秋田 太郎

7キタ タロウ

123-4567

〇〇市

〇〇町〇〇字〇〇

電話番号

1234-56-7890

2 貸付希望農用地等

番号	農地の所在地			農地の内容			賃料要件		その他権利関係等					
	大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	利用 内容	最低賃料 (円)	希望賃料 (円)	差押等	抵当権	所有権移転 登記簿記載等	賦課金滞納	未相続	耕作の放棄
1	〇〇〇	●●●	□□□	▼▼▼	◆◆◆	水田	■	◇◇◇	2	1	2	2	2	2
2	〇〇〇	●●●	□□□	▼▼▼	◆◆◆	水田	■	◇◇◇	2	2	2	2	1	2
3	〇〇〇	●●●	□□□	▼▼▼	◆◆◆	水田	■	◇◇◇	2	1	2	2	2	2
4	〇〇〇	●●●	□□□	▼▼▼	◆◆◆	水田	■	◇◇◇	2	2	2	2	2	2
5	〇〇〇	●●●	□□□	▼▼▼	◆◆◆	水田	■	◇◇◇	2	1	2	2	2	2
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
						計								

計 7,230.00 ㎡

※借入年数は原則10年以上とします。(機構関連事業については、15年以上が必須です。)

※未相続の場合は、相続権の過半を超える法定相続人の同意があれば、40年以内で借り入れが可能です。

3 注意事項

1 記入できる農用地等は市街化区域以外の農用地等です(不明の場合は市町村農林担当課へお問い合わせください。)

2 受け手が見つかからない場合は事業の活用はできません。

3 筆数が15筆を超える場合は貸付契約1件につき5,000円(契約初年度のみ)の手数料を負担していただきます。

4 農地貸付者には、貸付契約1件につき5,000円(契約初年度のみ)の手数料を負担していただきます。

(同一年度内の同一市町村内での契約に係る手数料の上限は5,000円)

5 抵当権が設定されている農地は、受け手の承諾が得られれば借受可能です。

6 地上権、永小作権、質権等(地役権は含まない)が設定されている農地は借受可能ですが、権利者の同意が必要となります。

7 賦課金滞納、差押、所有権移転請求権仮登記のある農地は借受できません。契約手続きままでに解消していただくようお願いいたします。

8 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

※添付書類：当該農地の詳細が分かるもの(固定資産税台帳課税明細書の写し、農地台帳の写し等)

令和 年 月 日

公益社団法人 秋田県農業公社  
理事長 齋藤了様

(申請者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

### 貸付希望農用地等の登録抹消願い

●● 年 月 日付で「貸付希望農用地等の登録申請書」を提出した農用地等のうち、下記の農地について貸付希望を取り下げますので、登録を抹消願います。

#### 記

番号	市町村名	大字	字	地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※添付書類：様式第5号の1「貸付希望農用地等の登録申請書」の写し

## 農用地等の借受申込書

申込年月日    令和        年        月        日

(市町村長名を記載)    あて

### 1 借受希望者

氏名 (法人名称)	(フリガナ)
法人代表者 職名・氏名 (法人の場合)	(フリガナ)
住所 (法人所在地)	〒

### 2 借受希望内容

希望農用地	市町村名	●●市	地番・筆数	●●字●●	ほか ● 筆	
	現況地目	田	規模(面積)	●●m <sup>2</sup>	借受期間	●年

(様式第6号の1)

貸付希望者情報

NO	登録年月日	契約者の情報				土地の表示			地目		登記簿面積 (㎡)	利用 内容	10a単価 (円)	賃借料 (円)	
		土地所有者	契約者(相続人 等)	フリガナ	郵便番号	市町村	大字～番地	大字	字	地番					登記簿
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															

(様式第6号の2)

### 借受希望者情報

NO	申込年月日	借受希望者					借受希望		
		氏名または名称	フリガナ	郵便番号	市町村	大字～番地	地目	面積	作物種別
1	R1.5.23	甲野 太郎	コウノ タロウ	01X-XXXX	〇〇市	△△△字●●●45番地3	田,畑	24,000	水稲,野菜
2	R1.5.28	株式会社アグリファーム 代表取締役 乙川 春 美	カブシキガイヤアグリファーム ダイエウノシマリヤク オツカワ ハル オ	01X-XXXX	〇〇市	□□町字◎◎12番地	田	300,000	水稲,大豆,花 き
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									



# 出し手 公社

● 情報の入力

● 用紙印刷ボタン

● シート別選択操作ボタン

シートの選択

● 作成書類	印刷部数
同意依頼	1 部
農用地利用集積計画	3 部
共通事項	3 部
公社借入代金支払明細書	2 部
確認書	2 部
組合員資格得喪通知書	1 部
様式7号の2	2 部
チェックリスト	1 部

⇒各月の契約書類一式に対して、1部

⇒各月の契約書類一式に対して、1部

⇒各月の契約書類一式に対して、1部

⇒各月の契約書類一式に対して、1部

1部 公社へ提出  
1部 本人控え

1部 公社へ提出  
1部 本人控え

1部 公社へ提出  
1部 本人控え

● その他の添付書類

- ・不動産登記の現在事項証明書
- ・通帳の写し
- ・相続関係書類（相続登記未了の場合）
- ・印鑑登録証明書（相続登記未了の場合）
- ・戸籍の附票など（不動産登記と現住所が異なる場合）
- ・本エクセルデータはメールで提出してください。

【連絡先】

秋田県秋田市山王四丁目1番2号

秋田県農業公社 農地集積課

電話：018-893-6223



(公社借入)

令和 5 年 2 月 20 日

公益社団法人 秋田県農業公社

理事長 齋藤 了 様

〇〇市長 水田 守

## 農用地利用集積計画の同意について

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたいので、同意下さるようお願いいたします。

(参考・農委総会開催予定日 令和 5 年 4 月 10 日)

利用権設定関係

1. 各筆明細 ( 令和 5 年 4 月 15 日 公告 )

大字	所在	地番		地目		面積 ㎡	利用権 の種類	利用 内容	借賃 (円/10a)	借賃 円	住所	氏名又は名称 以外の権原者等 (F)		土地改良 区名 (G)	備考
		字	地番	登記簿	現況							氏名又は名称	権原の 種類		
◎◎◎	●●●	1	田	田	田	1,203.00	賃借権	水田	10,000	12,030	〇〇市△△町3番地1	秋田 花子	所有権 (1/2)	□□□	
◎◎◎	●●●	2	田	田	田	2,301.00	賃借権	水田	10,000	23,010				□□□	
◎◎◎	●●●	3	田	田	田	345.00	賃借権	水田	10,000	3,450				□□□	
◎◎◎	●●●	4-1	田	田	田	236.00	賃借権	水田	10,000	2,360				□□□	
◎◎◎	●●●	5	田	田	田	3,145.00	賃借権	水田	10,000	31,450				□□□	
合 計	田 畑 その他	5 筆 筆 筆	7,230.00 ㎡ ㎡ ㎡	5 筆	7,230.00 ㎡	5 筆	7,230.00 ㎡	水田			年借賃料 72,300 円	始期 令和5年4月16日 存続期間(終期) 令和20年4月15日			
借賃の支払い方法 毎年12月10日まで貸賃人の指定口座へ振込む 貸賃借															

この計画に同意する。 令和 年 月 日

利用権の設定を受ける者 (同上) 氏名又は名称 (同上) 秋田県農業公社 理事 長 齋 藤 了

利用権の設定をする者 (同上) 氏名又は名称 (自署) 秋田 太郎

利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地  
につき所有権その他の使用収益権を有する者 (同上) 氏名又は名称 (自署) 〇〇市△△町3番地1

2. 共通事項  
この農用地利用集積計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定められるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 利用権の設定  
1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、本計画の公告により設定される。
- (2) 借賃の増減額請求  
利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（公益社団法人 秋田県農業公社 以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- (3) 借賃の改訂  
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。
- (4) 借賃の支払猶予  
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (5) 賃貸人の負担  
甲は、乙が本計画を実行するにつき必要な諸経費として、1契約あたり5,000円の手数料を負担するものとし、この手数料は乙から甲へ支払われる初回の借賃から差引くことに同意する。ただし、借賃が5,000円に満たない場合は、甲の負担において、乙の指定する口座へ振込むものとする。
- (6) 転賃  
乙は当該土地を、第三者に転賃して当該転賃人に使用及び収益させることができる。
- (7) 借賃の減額  
ア 利用権の目的物が農地である場合で、目的物の転賃人から乙に対して農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。  
イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなつた場合で、乙又は転賃人の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなつた部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となつたときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙が協議して定める。
- (8) 境界の明示  
甲は、当該土地に設定する利用権の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。
- (9) 障害の除去等  
甲は、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去しうえ乙に引き渡すとともに、利用権の存続期間中においては、利用権の行使の妨げとなる行為を行つてはならない。
- (10) 修繕及び改良  
ア 甲は、乙及び転賃人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転賃人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転賃人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。  
イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転賃人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。  
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定められたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。
- (11) 附属物の設置等  
ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）を設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。  
また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務を負う。  
イ 転賃人が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に設置について甲の同意を得る。  
また、転賃人が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、転賃人は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。  
ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び転賃人は収去の義務を負わない。この場合、乙及び転賃人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び転賃人は甲に対して償還の請求をすることができる。
- (12) 租税公課等の負担  
ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。  
イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、転賃人が負担する。  
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、転賃人が負担する。  
エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転賃人が負担する。

(13) 賃貸借又は使用貸借の解除  
 乙は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成25年法律第101号）第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、利用権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(14) 賃貸借又は使用貸借の終了  
 天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

(15) 目的物の返還  
 賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（11）による。）。

(16) 利用権に関する事項の変更の禁止  
 ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(17) 利用権取得者の責務  
 甲及び乙は、本計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(18) その他  
 利用権取得者に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。  
 乙は、転借人に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。  
 その他  
 本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分(実負担者)			備考
全賦課金	所有者			

特記事項（公社借入）

1. 賃貸人の耕作面積（契約前）及び年令

区分	田	畑	計	採草放牧地	年齢（歳）
自作地	7,230		7,230		
借入地					68
貸付地					

※ 既存の貸付地を公社に貸付けする場合は、解約手続きが必要です。

2. 申出理由

(○) 離農	( ) 規模縮小	( ) 労働力不足	( ) 耕作不便	( ) 農地借換
( ) 経営転換	[ ( ) 畑作物	( ) 畜産等	( ) 果樹]	( ) 法人への参加
( ) 生産調整	( ) 資金調達	( ) その他	( )	( )

### 3. 公社借入代金支払明細書

市町村名 ○○市

公社への貸付け者氏名		秋田 太郎		代金受領の方法	本人受領
送 金 先	金融機関名	●×銀行		店舗名	×●支店
	金融機関コード・店舗コード		1234 - 567		
	口座の種類	普通預金	口座番号	2345678	
	フリガナ	アキタ タロウ			
	口座名義人	秋田 太郎			
備考					

(1) 初回の振込額は、公社借入手数料5,000円を差し引いた額となります。(※ただし、初回の振込額が5,000円に満たない場合は所有者から公社借入手数料5,000円を振り込んでいただきます。)

#### 4. その他権利関係等 (1筆でも該当するものがあつたら「有」にして下さい)

差押等	抵当権等	所有権移転請求権 仮登記等	賦課金滞納	相続未定	耕作の放棄
無	無	無	無	無	無

# 契約内容及び個人情報の取扱い確認書

## 1 契約内容について

### ○中間管理事業について

秋田県農地中間管理機構（秋田県農業公社）は、各筆明細に記載の農地について、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理権を取得します。

当該農地は、同法に基づき耕作者に転貸しますが、転貸先（耕作者）の決定にあたっては、機構に一任となります（事前に所有者の意向を確認した上で、公益社団法人秋田県農業公社 農地中間管理事業規程に定める貸付先決定ルールに基づき、決定します）。

### ○契約手数料について

契約初年度のみ 1契約あたり5千円 を徴収します。

〔 賃借料5千円以上：初回の賃借料から手数料分を差し引いて振り込みます  
賃借料5千円未満：納入通知書を発行しますので、入金をお願いします 〕

### ○賃借料の精算について

毎年12月10日（休業日の場合には前営業日）に指定の口座に振り込みます。

### ○契約内容の変更について

契約内容（名義、住所、電話番号、口座等）に変更が生じた場合は、必ず秋田県農業公社又は、手続きを行った市町村業務委託先（市町村農政主務課、農業委員会、JA等）に御連絡ください。

特に、契約者が死亡した場合、手続きが行われなければ賃借料の振り込みができませんので、御注意ください。

## 2 個人情報の取扱いについて

秋田県農業公社が取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び関係法令に基づき、適正に管理し、農地中間管理事業及び本事業に関連し、国や県等が実施する各種事業に利用します。

なお、当該事業実施のため、次の関係機関に必要な最小限度内において当該個人情報を提供する場合がありますが、提供先の関係機関にも同様の取扱いを求めます。

関係機関	国、県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業再生協議会、農業協同組合中央会、農業会議、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）等の融資機関、土地改良区 等
------	---

この「契約内容及び個人情報の取扱い確認書」の記載内容について、同意します。

令和 ○年 ○月 ○日

住所 ○○市○○○町○○字○○

（自署）氏名 秋田 太郎

# 組合員資格得喪通知書

下記のとおり土地の（全部・一部）について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、土地改良法第43条の規定により通知します。

なお、これに伴う土地改良事業による一切の権利義務を資格取得者が承継します。

令和 5 年 4 月 16 日

□□□土地改良区 理事長 様

資格喪失者（現資格者）

住 所 ○○市○○○町○○字○○

氏 名 秋田 太郎

組合員番号

電 話 番 号 1234-56-7890

( )

生 年 月 日 昭 和 30 年 1 月 1 日

資格取得者（新資格者）

住 所 秋田市山王四丁目1-2

組合員番号

公益社団法人秋田県農業公社

( )

氏 名 理 事 長 齋 藤 了

電 話 番 号 0 1 8 - 8 9 3 - 6 2 2 3

○○市

記

資格得喪の対象たる土地

土地の所在地			地 目	用 途	地 積 (㎡)	資 格 得 喪 原 因	資 格 得 喪 時 期	付 記
大字	字	地番						
○○○	●●●	1	田	水田	1,203.00	利用権設定	令和5年4月16日	
○○○	●●●	2	田	水田	2,301.00	利用権設定	令和5年4月16日	
○○○	●●●	3	田	水田	345.00	利用権設定	令和5年4月16日	
○○○	●●●	4-1	田	水田	236.00	利用権設定	令和5年4月16日	
○○○	●●●	5	田	水田	3,145.00	利用権設定	令和5年4月16日	

決 裁	理事長	副理事長	担当理事	事務局長	係(係員)

受 付 印

関係帳簿更正済印	
賦課金システム	賦課金徴収補助簿

# 組合員資格得喪通知書

下記のとおり土地の（全部・一部）について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、土地改良法第43条の規定により通知します。

なお、これに伴う土地改良事業による一切の権利義務を資格取得者が承継します。

令和 5年 4月 16日

□□□土地改良区 理事長 様

資格喪失者（現資格者）

住 所 ○○市○○○町○○字○○

氏 名 秋田 太郎

組合員番号

電 話 番 号 1234-56-7890

( )

生 年 月 日 昭和 30 年 1 月 1 日

資格取得者（新資格者）

住 所 秋田市山王四丁目1-2

組合員番号

公益社団法人秋田県農業公社

( )

氏 名 理 事 長 齋 藤 了

電 話 番 号 018-893-6223

○○市

記

資格得喪の対象たる土地

土地の所在地			地 目	用 途	地 積 (㎡)	資 格 得 喪 原 因	資 格 得 喪 時 期	付 記
大字	字	地番						
○○○	●●●	1	田	水田	1,203.00	利用権設定	令和5年4月16日	
○○○	●●●	2	田	水田	2,301.00	利用権設定	令和5年4月16日	
○○○	●●●	3	田	水田	345.00	利用権設定	令和5年4月16日	
○○○	●●●	4-1	田	水田	236.00	利用権設定	令和5年4月16日	
○○○	●●●	5	田	水田	3,145.00	利用権設定	令和5年4月16日	
<p style="color: red; font-weight: bold;">准組合員制度を使用する改良区への得喪通知は、本様式を使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニツ井白神土地改良区</li> <li>・にかほ市土地改良区</li> <li>・仙北市神代土地改良区</li> <li>・仙北市田沢湖若松堰土地改良区</li> <li>・秋田県雄物川筋土地改良区</li> <li>・山城水系土地改良区</li> </ul>								

賦課種別	耕作者支払	所有者支払
経常賦課金		○
維持管理賦課金		○
事業償還賦課金		○

←どちらかに「○」を記入

←どちらかに「○」を記入

←どちらかに「○」を記入

受 付 印

決 裁	理事長	副理事長	担当理事	事務局長	係(係員)

関係帳簿更正済印	
賦課金システム	賦課金徴収補助簿

## 機構関連事業について

### ○ 機構関連事業について

機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいいます。)は、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構に貸し付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

### ○ 機構関連事業の内容について

(機構チェック欄)

- ・ 機構関連事業の対象となる農用地等は、秋田県農地中間管理機構(以下「機構」といいます。)の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものです。
- ・ 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備(これに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を含む。)、農業用排水施設、農道及び暗渠等の整備を行う基盤整備事業です。
- ・ 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。

### ○ 留意事項について

(機構チェック欄)

- ・ 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です。
- ・ 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、自らの都合で一方向的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収されます。

本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を借り受けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手方に対して必ず行わなければならないこと(法律に基づく義務)とされています。

なお、本説明をもって、機構関連事業の実施について同意を求めるものではありません。

秋田県農地中間管理機構 御中

令和 ○年 ○月 ○日

○説明者

秋田県農地中間管理機構

(業務受託機関:○○市農林課)

上記内容について説明を受けました。

○所有者

氏名(自署)

秋田 太郎

## 農用地利用集積計画のチェックリスト

## ◆提出書類 ※部数は1契約当たり

書類名等	部数	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 農用地利用集積計画	3部	公社用、市町村（農委）用、本人用 ※押印不要
<input checked="" type="checkbox"/> 公社借入代金支払明細書	1部	2部印刷。1部は本人控え。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
<input checked="" type="checkbox"/> 通帳のコピー	1部	どの金融機関でも可。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
<input checked="" type="checkbox"/> 契約内容及び個人情報の取扱い確認書	1部	2部印刷。1部は本人控え
<input checked="" type="checkbox"/> 組員資格得喪通知書	1部	土地改良区の受益地は必要
<input checked="" type="checkbox"/> 登記事項現在事項証明書	1部	不動産登記簿謄本

## ◆その他必要書類 ※部数は1契約当たり

## 1 相続登記未了の場合（相続未登記農地）

書類名等	部数	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 相続関係説明図	1部	
<input checked="" type="checkbox"/> 被相続人の戸籍全部事項証明書	1部	被相続人の出生～死亡までを確認できる戸籍謄本、改正原戸籍謄本など
<input checked="" type="checkbox"/> 同意した相続人（同意者）の同意書	1部	任意様式。実印を押印
<input checked="" type="checkbox"/> 契約者、同意者の戸籍全部事項証明書	1部	相続人の現在の戸籍謄本
<input checked="" type="checkbox"/> 同意者の印鑑登録証明書	1部	契約書類には、実印を使用

## 2 登記現在事項証明書の所有者住所と集積計画の住所が異なる場合

書類名等	部数	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 転居、転出入を証明する書類	1部	住民票、戸籍の附票、戸籍の附票の除票、改正原戸籍の附票など住所の確認できる書類

## 3 契約年数が15年以上（機構関連事業の受益地）の場合

書類名等	部数	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 機構関連事業説明書（様式7号の2）	1部	2部印刷。1部は本人控え

## ◆書類提出前の確認事項

 今回契約する農地は地域計画未策定ですか。

（地域計画が策定された場合は、集積計画を使用することができません）

- 契約手続き時に運転免許証等の身分証明書により、契約者の本人確認を実施しましたか。
- 契約者に対して確認書により、手数料の徴収や契約変更の必要性について説明しましたか。
- 土地改良区賦課金等の負担区分を出し手・受け手に確認し、集積計画に記載しましたか。
- 相続登記未了の場合、戸籍謄本等の必要書類を添付し、相続関係が分かるようになっていましたか。
- 登記現在事項証明書と集積計画で所有者住所が異なる場合、戸籍の附票等を添付していますか。
- 契約年数が15年以上（機構関連事業の受益地）の場合、説明書を添付していますか。

上記の内容について、確認しました。

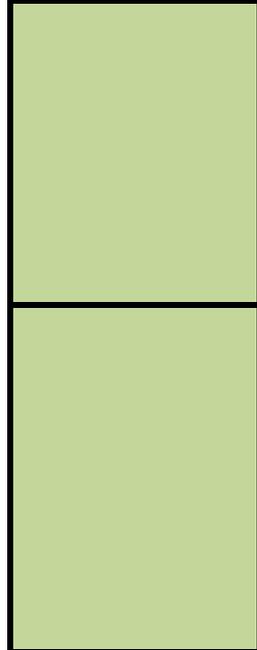
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 所属 ○○市○○課  
氏名（自署） ○○ ○○

# 公社 → 受け手

● 情報の入力



● 用紙印刷ボタン



● シート別選択操作ボタン

シートの選択

● 作成枚数

	印刷部数
書類送付鑑	1 部
農用地利用集積計画	3 部
集積計画添付書類	3 部
共通事項	3 部
様式第8号の2	1 部
承諾書	1 部
振替依頼書	2 部
振替届出書	1 部
組員資格得喪通知	1 部
チェックリスト	1 部

⇒各月の契約書類一式に対して、1部

1部 農協窓口へ提出  
1部 公社へ提出

⇒各月の契約書類一式に対して、1部

● その他の添付書類

- ・定款の写し（法人の場合）

・本エクセルデータはメールで提出してください。

【連絡先】

秋田県秋田市山王四丁目1番2号  
秋田県農業公社 農地集積課  
電話：018-893-6223  
[chukankanri@ak-agrior.jp](mailto:chukankanri@ak-agrior.jp)

令和 5 年 3 月 20 日

公益社団法人 秋田県農業公社

理事長 齋藤 了 様

〇〇市長 水田 守

## 農用地利用集積計画の同意について

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたいので、同意下さるようお願いいたします。

(参考・農委総会開催予定日 令和 5 年 4 月 10 日)



2. 共通事項
  - この農用地利用集積計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
    - (1) 転貸又は使用貸借による権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。
    - (2) 借賃の増減額請求  
公益社団法人 秋田県農業公社（以下「甲」という。）及び賃借権の設定を受ける者は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
    - (3) 借賃の改訂  
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。
    - (4) 賃借人の負担  
乙は、甲が本計画を実行するにつき必要とする諸経費として、1契約あたり5,000円の手数料を負担することとし、この手数料は、甲が乙の指定する口座から初回の借賃に加えて引き落とすものとする。
    - (5) 借賃の延滞金  
甲は、乙が借賃を1の各筆明細に定める日までに納入しない場合は、納入期限の翌日から支払いまでの間、年利4.6パーセントの割合で計算した金額を延滞金として徴収することができる。
    - (6) 借賃の支払猶予  
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
    - (7) 借賃の減額  
賃借権の目的物が農地である場合で、目的物の乙から甲に対して農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があった場合には、甲は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。
    - イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙の責めに帰することができない事由による場合は、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となつたときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙が協議して定める。
    - (8) 修繕及び改良  
ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。
    - イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
    - ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定められたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。
    - (9) 附属物の設置等  
ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。
    - また、乙が附属物の設置をした場合において、賃借権又は使用貸借が終了したときは、乙は当該附属物を収去する義務を負う。
    - イ 甲は、アの同意を行う場合には、事前に乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得るとともに、乙に対してアの同意を行う際には乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを併せて通知する。
    - また、乙が甲及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃借権又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、甲は土地所有者に対して収去の義務を負わない。
    - ウ ア及びイの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は収去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。
    - (10) 租税公課等の負担  
ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。
    - イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
    - ウ 当該土地に係る土地改良法の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、乙が負担する。
    - エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

- (11) 賃貸借又は使用貸借の解除  
 1 の各筆明細に定める甲による賃借権設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは、甲は当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。  
 ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。  
 イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。  
 ウ 農地法第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき。  
 エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。  
 オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (12) 賃貸借又は使用貸借の終了  
 本計画の定めるところにより、賃借権の設定等が行われた土地が、天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべきからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (13) 目的物の返還  
 賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（9）による。）  
 甲及び乙は、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (14) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止  
 甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (15) 権利取得者の責務  
 ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。  
 イ 乙は、甲から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。
- (16) 機関連連基盤整備事業の実施  
 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (17) その他  
 本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する 支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の 償還すべき額及び方法	備 考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分(実負担者)	備 考
全賦課金	所有者	

【添付書類】  
賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等  
(個人)

整理番号	152040001	氏名又は名称	秋田 次郎		年齢	41 歳	農作業従事日数	250 日		
賃借権の設定等を受ける土地の面積(A)	m <sup>2</sup>	賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B)	m <sup>2</sup>	賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農業従事者及び雇用労働力の状況(D)		雇用労働力 (年間延べ労働日数)	賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況(E)		賃借権の設定等を受ける者の主な農業用具の所有状況(F)	
				世帯員	農業従事者 (うち15歳以上65歳未満の者)		種類	数量	種類	数量
農地	7,230.00	農地	20,000.00	男	2 人	250 人日	乳用牛		トラクター	1
採草放牧地		採草放牧地		女	1 人		肉用牛		田植機	1
その他				農業補助者		250 人日	繁殖豚		コンバイン	1
				主として農業に従事する者			肥育豚		乾燥機	1
				主として農業に従事する者			鶏		収摺機	1
賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響		なし		地域との役割分担の状況		道路、水路、ため池等の共同利用施設の取決めを遵守する				

整理番号	152040001	農地所有適格法人の名称	農事組合法人下田ファーム 代表理事 秋田 次郎			雇用労働力 (年間延日数)	250	人日			
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A)	7,230.00 m <sup>2</sup>	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況 (C)			賃借権の設定等を受ける農地所有者の状況 (F)	賃借権の設定等を受ける農地所有者の状況 (G)	設定農法畜況 (F)	設定農法畜況 (G)		
			事業の種類	左記以外の事業の内容						現在の状況	
農地	7,230.00	農地	20,000.00	事業の実施状況及び事業計画 (円)			種類	数量	種類	数量	
採草放牧地		採草放牧地		農業	左記以外の事業		乳用牛		トラクター	1	
その他				3年前	5,000,000	3年前		肉用牛		田植機	1
				2年前	5,000,000	2年前		繁殖豚		コンバイン	1
				1年前	5,000,000	1年前		肥育豚		乾燥機	1
				初年度	7,000,000	初年度	1,000,000	鶏		糶摺機	1
				2年目	10,000,000	2年目	2,000,000				
			3年目	15,000,000	3年目	3,000,000					
24	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況 (D)			賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況 (E)							
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農地等の権利設定・移転	面積 m <sup>2</sup>	構成役員との関係等の内容	氏名	役職名	住所	年間農業従事日数			
								前年実績	見込み		
「別紙」								前年実績	見込み		
賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響			なし	地域との役割分担の状況		道路、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めを遵守する					



整理番号	152040001	法人の名称	農事組合法人下田ファーム				雇用労働力 (年間延日数)	250	人日	
賃借権の設定等を受ける面積 (A) ㎡	賃借権の設定等を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) ㎡	賃借権の設定等を受ける農用地等の農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響	賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D)	賃借権の設定等を受ける法人の所有する農機具の状況 (G)		賃借権の設定等を受ける法人の所有する家畜の飼育状況 (F)		賃借権の設定等を受ける法人の所有する農機具の状況 (G)		
				氏名	役職名	住所	年間農業従事日数 前年実績		見込み	種類
農地	7,230.00	農地 20,000.00	賃借権の設定等を受ける農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響	〇〇 〇〇	理事	〇〇市××1番地	250	200	トラクター	1
				〇〇 □□	理事	〇〇市◇◇2番地	200	175		
採草放牧地		採草放牧地	賃借権の設定等を受ける農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響	□□ △△	会計	〇〇市□□3番地	300	150	乳用牛	
				△△ ▽▽	会計	〇〇市△△4番地	250	200	肉用牛	
26 その他			賃借権の設定等を受ける農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響						肥育豚	1
										鶏
			なし		地域との役割分担の状況	道路、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めを遵守する				

		借受希望者	
借受希望農家情報		氏名	氏名
		農事組合法人下田ファーム	農事組合法人下田ファーム
		農業者種別	農業者種別
		<input type="radio"/> 認定農業者	<input type="radio"/> 認定農業者
		<input type="radio"/> 農地所有適格法人	<input type="radio"/> 農地所有適格法人
		<input type="radio"/> 基本構想水準到達者	<input type="radio"/> 基本構想水準到達者
		<input type="radio"/> 認定就農者	<input type="radio"/> 認定就農者
		区域区分	区域区分
		人・農地	人・農地
		区域外	区域外
		掲載・未掲載	掲載・未掲載
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	借受希望者の経営規模の拡大又は分散錯圖の解消に資するものである。既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすものではない。		
基本原則	借受希望者が新規参入者である場合は、効率的かつ安定的な農業経営を目指すことができるよう配慮されている。		
	地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえた公平・適正な調整である。		
利用権の交換	集約化等の観点から行う、担い手相互間又は担い手・非担い手間での利用権の交換		
優先配慮	集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として機構に農地を貸し付ける		
	現在の経営農地との位置関係、水利関係等		
	借受希望者の希望条件との適合性		
	地域農業の発展への寄与度		
	現在の経営農地との位置関係、水利関係等		
	借受希望者の希望条件との適合性		
	地域農業の発展への寄与度		
その他	「人・農地プラン」の掲載状況	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	順位	1	

※基本原則の該当事項に○を記入  
 ※基本原則のほか、該当する優先配慮がある場合は、該当事項に○を記入

## 貯金口座振替に関する届出書

令和 5 年 3 月 20 日

公益社団法人

**秋 田 県 農 業 公 社** 御中

振替支払先		公益社団法人 秋田県農業公社		料金等の種類	賃借料等
貯金者 および 契約者	住 所	〒 000-0000	電話番号	0123-45-6789	金融機関への 届出印
		〇〇市〇〇〇町〇〇字△△△			
	フリガナ	ノウヅクミイホウジソシモダファーム ダイヨウリジ アキタ ジロウ			
氏 名	農事組合法人下田ファーム 代表理事 秋田 次郎				

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に  
対して、次の通り依頼したのでお届けします。

農協名	▲▲▲農協		店舗名	▼▼▼支店	
金融機関コード・店舗コード			1234 - 567		
指定口座	預金種目	普通	口座番号	1234567	
振替日	毎年 11 月 20 日 (休日の場合は翌営業日)		振替開始	令和	5 年

秋田県農業公社 使用欄					確認印	備 考
						
					確認日	令和 5 年 3 月 15 日

## 貯金口座振替依頼書

令和 5 年 3 月 20 日



農業協同組合 御中

振替支払先		公益社団法人 秋田県農業公社		料金等の種類	賃借料等
貯金者 および 契約者	住 所	〒 000-0000	電話番号	0123-45-6789	金融機関への 届出印
		〇〇市〇〇〇町〇〇字△△△			
	フリガナ	ノヅクミ休ウヅンソモダファーム ダヒョウリジ アキタ ジロウ			
氏 名	農事組合法人下田ファーム 代表理事 秋田 次郎				

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等を次の口座振替によって支払うこととしたいので、下記事項を確約のうえ依頼します。

農協名	▲▲▲農協		店舗名	▼▼▼支店
金融機関コード・店舗コード			1234 - 567	
指定口座	預金種目	普通	口座番号	1234567
振替日	毎年 11 月 20 日 (休日の場合は翌営業日)		振替開始	令和 5 年

## 記

1. 私が支払うべき賃借料等については私に通知することなく、毎年振替指定日に貴組合所定の方法で支払って下さい。
2. 私は振替日に指定口座の残高が、請求金額に対し不足しないよう必要な措置を講じます。
3. 貴組合が必要と認めた場合は、私に通知することなく、この口座振替契約を解除されても異議ありません。
4. 本取扱に関して万一紛議が生じても貴組合には一切迷惑をおかけしません。

組合使用欄	
-------	--

# 承 諾 書

今般、公益社団法人秋田県農業公社と土地賃貸借契約をした下記土地の一部又は全部に抵当権等が設定されていますが、競売等の申し立てにより、裁判所から農業委員会に照会書が送付された場合、下記事項に同意することを確約します。

## 記

1. 公社との協議に誠意を持って応じること。
2. 協議の結果、解約せざるを得ない事態となった場合、異議無く解約に応じること。

公益社団法人 秋田県農業公社  
理 事 長 齋 藤 了 様

令和 5 年 3 月 20 日

住所 ○○市○○○町○○字△△△  
 転借人 氏名 農事組合法人下田ファーム  
 (自署) 代表理事 秋田 次郎

土地の表示： ○○市

所 在			地 目		面 積 m <sup>2</sup>	合 計
大字	字	地番	登記簿	現況		
○○○	●●●	1	田	田	1,203.00	5 筆 田 7,230.00 m <sup>2</sup>
○○○	●●●	2	田	田	2,301.00	
○○○	●●●	3	田	田	345.00	
○○○	●●●	4-1	田	田	236.00	
○○○	●●●	5	田	田	3,145.00	
						畑 _____ m <sup>2</sup>
						その他 _____ m <sup>2</sup>
						5 筆
						計 7,230.00 m <sup>2</sup>

# 組合員資格得喪通知書

下記のとおり土地の（全部・一部）について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、土地改良法第43条の規定により通知します。

なお、これに伴う土地改良事業による一切の権利義務を資格取得者が承継します。

令和 5 年 4 月 27 日

□□□土地改良区 理事長 様

資格喪失者（現資格者）	住 所	秋田市山王四丁目1-2
		公益社団法人秋田県農業公社
組合員番号 ( )	氏 名	理事長 齋 藤 了
	電 話 番 号	0 1 8 - 8 9 3 - 6 2 2 3
資格取得者（新資格者）	住 所	〇〇市〇〇〇町〇〇字△△△
組合員番号 ( )	氏 名	農事組合法人下田ファーム
	電 話 番 号	0123-45-6789
	生 年 月 日	昭和 57 年 1 月 1 日

〇〇市

記

資格得喪の対象たる土地

土地の所在地			地 目	用 途	地 積 (㎡)	資格得喪 原 因	資格得喪 時 期	付 記
大字	字	地番						
◎◎◎	●●●	1	田	水田	1,203.00	利用権設定	令和5年4月27日	
◎◎◎	●●●	2	田	水田	2,301.00	利用権設定	令和5年4月27日	
◎◎◎	●●●	3	田	水田	345.00	利用権設定	令和5年4月27日	
◎◎◎	●●●	4-1	田	水田	236.00	利用権設定	令和5年4月27日	
◎◎◎	●●●	5	田	水田	3,145.00	利用権設定	令和5年4月27日	

決 裁	理事長	副理事長	担当理事	事務局長	係(係員)

受 付 印

関係帳簿更正済印	
賦課金システム	賦課金徴収補助簿

# 組合員資格得喪通知書

下記のとおり土地の（全部・一部）について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、土地改良法第43条の規定により通知します。

なお、これに伴う土地改良事業による一切の権利義務を資格取得者が承継します。

令和 5 年 4 月 27 日

〇〇〇土地改良区 理事長 様

資格喪失者（現資格者）	住 所	秋田市山王四丁目1-2
		公益社団法人秋田県農業公社
組合員番号 ( )	氏 名	理 事 長 齋 藤 了
	電 話 番 号	0 1 8 - 8 9 3 - 6 2 2 3
資格取得者（新資格者）	住 所	〇〇市〇〇〇町〇〇字△△△
組合員番号 ( )	氏 名	農事組合法人下田ファーム
	電 話 番 号	0123-45-6789
	生 年 月 日	昭 和 5 7 年 1 月 1 日

〇〇市

記

資格得喪の対象たる土地

土地の所在地			地 目	用 途	地 積 (㎡)	資格得喪 原 因	資格得喪 時 期	付 記
大字	字	地番						
〇〇〇	●●●	1	田	水田	1,203.00	利用権設定	令和5年4月27日	
〇〇〇	●●●	2	田	水田	2,301.00	利用権設定	令和5年4月27日	
〇〇〇	●●●	3	田	水田	345.00	利用権設定	令和5年4月27日	
〇〇〇	●●●	4-1	田	水田	236.00	利用権設定	令和5年4月27日	
〇〇〇	●●●	5	田	水田	3,145.00	利用権設定	令和5年4月27日	

**准組合員制度を使用する改良区への得喪通知は、本様式を使用**  
 ・二ツ井白神土地改良区  
 ・にかほ市土地改良区  
 ・仙北市神代土地改良区  
 ・仙北市田沢湖若松堰土地改良区  
 ・秋田県雄物川筋土地改良区  
 ・山城水系土地改良区

賦課種別	耕作者支払	所有者支払
経常賦課金		○
維持管理賦課金		○
事業償還賦課金		○

←どちらかに「○」を記入  
 ←どちらかに「○」を記入  
 ←どちらかに「○」を記入

受 付 印

決 裁	理事長	副理事長	担当理事	事務局長	係(係員)

関係帳簿更正済印	
賦課金システム	賦課金徴収補助簿

## 農用地利用集積計画のチェックリスト

## ◆提出書類 ※部数は1契約当たり

書類名等	部数	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 農用地利用集積計画	3部	公社用、市町村（農委）用、本人用 ※押印不要
<input checked="" type="checkbox"/> 貸付に係る確認書（様式第8号の2）	1部	
<input checked="" type="checkbox"/> 承諾書	1部	1筆でも抵当権が設定されていれば必要
<input checked="" type="checkbox"/> 貯金口座振替依頼書	1部	2部印刷。1部はJAに提出。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
<input checked="" type="checkbox"/> 貯金口座振替に関する届出書	1部	JAの確認印を押印した上、提出。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
<input checked="" type="checkbox"/> 通帳のコピー	1部	金融機関はJAのみ可。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
<input checked="" type="checkbox"/> 組合員資格得喪通知書	1部	土地改良区の受益地は必要

## ◆その他必要書類 ※部数は1契約当たり

## 法人の場合

書類名等	部数	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 定款のコピー	1部	過去に機構と契約しており、定款の内容に変更がなければ、添付省略可能。その場合は、各筆明細の備考欄に「定款変更なし」と記入

## ◆書類提出前の確認事項

 今回契約する農地は地域計画未策定ですか。

(地域計画が策定された場合は、集積計画を使用することができません)

 契約手続き時に運転免許証等の身分証明書により、契約者の本人確認を実施しましたか。 契約者に対して、手数料の徴収や賃料精算時期等について説明しましたか。 契約者の住所を農家台帳等から正確に記載しましたか。（×1-1 ⇒ ○1番地1、1番1号 など） 集積計画は、自署をしていますか。法人の場合は社判も可。 土地改良区賦課金等の負担区分を出し手・受け手に確認し、集積計画に記載しましたか。 農業者種別（認定農業者等）、人・農地プランの掲載等について、漏れなく記載しましたか。 法人の場合、定款は添付していますか。また、添付省略可能か確認しましたか。

上記の内容について、確認しました。

令和 5年 3月 20日

所属 ○○市○○課

氏名 (自署) ○○ ○○

# 公社 → 受け手

● 情報の入力



● 用紙印刷ボタン

● シート別選択操作ボタン

シートの選択 得喪通知

地域計画を未策定  
又は  
地域計画の区域外

● 作成枚数

	印刷部数
書類送付鑑	1 部
促進計画（案）	3 部
促進計画（案）添付書類	3 部
共通事項	3 部
様式第8号の2	1 部
承諾書	1 部
振替依頼書	2 部
振替届出書	1 部
組合員資格喪失通知	1 部
チェックリスト	1 部

⇒各月の契約書類一式に対して、1部

1部 農協窓口へ提出  
1部 公社へ提出

⇒各月の契約書類一式に対して、1部

● その他の添付書類

- ・ 定款の写し（法人の場合）
- ・ 促進計画案に対して農業委員会へ意見聴取した結果
- ・ 本エクスセルデータはメールで提出してください。

市町村から計画案を提出する時は必須。ただし、農業委員会からの要請による場合は不要。

【連絡先】

秋田県秋田市山王四丁目1番2号

秋田県農業公社 農地集積課

電話：018-893-6223

[chukankanri@ak-agri.or.jp](mailto:chukankanri@ak-agri.or.jp)

地域計画を未策定  
又は  
地域計画の区域外

令和 5 年 3 月 20 日

公益社団法人 秋田県農業公社

理事長 齋藤 了 様

〇〇市長 水田 守

## 農用地利用集積等促進計画（案）の送付について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農  
用地利用集積等促進計画の案を提出します。

なお、計画案に対する農業委員会からの意見は別紙のとおりです。

地域計画を未決定  
又は  
地域計画の区域外

農用地利用集積等促進計画(再配分)

第1 賃借権又は使用貸借による権利の設定関係

1. 各筆明細

整理番号	152040001	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (A)		(氏名又は名称)		(住所)		設定する権利 (C)				備考	
		大字	字	地番	登記簿	地目	面積	種類	内容	借賃 (円/10a)	借賃 円		土地改良区名 (D)
市町村													
〇〇市	〇〇〇	●●●	田	1	田	田	1,203.00	賃借権	水田	10,000	12,030	〇〇〇	定款変更なし
〇〇市	〇〇〇	●●●	田	2	田	田	2,301.00	賃借権	水田	10,000	23,010	〇〇〇	
〇〇市	〇〇〇	●●●	田	3	田	田	345.00	賃借権	水田	10,000	3,450	〇〇〇	
〇〇市	〇〇〇	●●●	田	4-1	田	田	236.00	賃借権	水田	10,000	2,360	〇〇〇	
〇〇市	〇〇〇	●●●	田	5	田	田	3,145.00	賃借権	水田	10,000	31,450	〇〇〇	
合計	田 畑 その他	5 筆 筆 筆		7,230.00 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>			7,230.00 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>			年借賃料 72,300 円	5 筆 7,230.00 m <sup>2</sup>	令和5年4月27日 令和15年4月26日	借賃の支払方法 毎年11月20日に賃借人の指定口座 から引落しする。

この計画に同意する。

利用権の設定を受ける者

住所

(同上)

氏名又は名称 (自署)

農事組合法人下田ファーム  
代表理事 秋田 次郎

2. 共通事項
  - この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
    - (1) 転貸又は譲渡  
本計画により賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）を受ける者（以下「乙」という。）は、賃借権の設定等を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。
    - (2) 借賃の増減額請求  
公益社団法人 秋田県農業公社（以下「甲」という。）及び賃借権の設定又は移転を受ける者は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
    - (3) 借賃の改訂  
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。
    - (4) 賃借人の負担  
乙は、甲が本計画を実行するにつき必要とする諸経費として、1契約あたり5,000円の手数料を負担することとし、この手数料は、甲が乙の指定する口座から初回の借賃に加えて引き落とすものとする。
    - (5) 借賃の延滞金  
甲は、乙が借賃を1の各筆明細に定める日までに納入しない場合は、納入期限の翌日から支払いまでの間、年利4.6パーセントの割合で計算した金額を延滞金として徴収することができる。
    - (6) 借賃の支払猶予  
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
    - (7) 借賃の減額  
賃借権の目的物が農地である場合で、目的物の乙から甲に対して農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があった場合には、甲は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。
    - イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、甲及び乙が協議して定める。減額は、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙が協議して定める。
    - (8) 修繕及び改良  
土地所有者は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。
    - イ 甲又は乙は、土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。
    - (9) 附属物の設置等  
乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。
    - イ 甲は、乙が附属物の設置をした場合において、賃借権又は使用貸借が終了したときは、乙は当該附属物を収去する義務を負う。乙に対してアの通知を行う際には乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを併せて通知する。
    - ウ 甲及び乙は、甲は土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃借権又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、甲は土地所有者に対して収去の義務を負わない。
    - ア及びイの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は収去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。
    - (10) 租税公課等の負担  
当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。
    - イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
    - ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、乙が負担する。
    - エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

- (11) 賃貸借又は使用貸借の解除  
 1 の各筆明細に定める甲による賃借権設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは、甲は当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。  
 ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。  
 イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。  
 ウ 農地法第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき。  
 エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。  
 オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (12) 賃貸借又は使用貸借の終了  
 本計画の定めるところにより、賃借権の設定等が行われた土地が、天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (13) 目的物の返還  
 賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（9）による。）ただし、土地所有者から附属物を収去しないことへの同意が得られている場合又は災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によつて生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (14) 賃借権又は使用貸借に関する権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び本計画の認可者が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (15) 権利取得者の責務  
 ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。  
 イ 乙は、甲から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。
- (16) 機関連基盤整備事業の実施  
 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (17) その他  
 本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び本計画の認可者が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する 支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の 償還すべき額及び方法	備 考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分(実負担者)	備 考
全賦課金	所有者	

【添付書類】  
賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等  
(個人)

整理番号	152040001	氏名又は名称	秋田 次郎		年齢	41 歳	農作業従事日数		250 日		
賃借権の設定等を受ける土地の面積(A) m <sup>2</sup>	賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B) m <sup>2</sup>		賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農業従事者及び雇用労働力の状況(D)		雇用労働力 (年間延べ労働日数)		賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況(E)		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況(F)		
	農地	採草放牧地	世帯員	農業従事者 (うち15歳以上65歳未満の者)	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	
7,230.00	20,000.00		男 2 人	農業専従者 ( 2 人 )	乳用牛	トラクター					
			女 1 人	主として農業に従事する者 ( 人 )	肉用牛	田植機					
				農業補助者	繁殖豚	コンバイン					
				主として農業に従事する者 ( 人 )	肥育豚	乾燥機					
39 その他				従として農業に従事する者 ( 1 人 )	鶏	紐摺機					
賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響		地域との役割分担の状況		道路、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めに遵守する							
なし											





【添付書類】

整理番号	152040001	法人の名称	農事組合法人下田ファーム				雇用労働力 (年間延日数)	250	人日
賃借権の設定等を受ける面積 (A) ㎡	賃借権の設定等を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) ㎡	賃借権の設定等を受ける農用地等の農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響	賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D)		賃借権の設定等を受ける法人の主な家畜の飼育状況 (F)	賃借権の設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況 (G)	種類	数量	
			氏名	役職名					住所
農地	7,230.00	農地 20,000.00	〇〇 〇〇	理事	〇〇市××1番地	250	200		
			〇〇 □□	理事	〇〇市◇◇2番地	200	175		
採草放牧地		採草放牧地	□□ △△	会計	〇〇市□□3番地	300	150	トラクター	
			△△ ▽▽	会計	〇〇市△△4番地	250	200		田植機
42 その他								コンバイン	
									乾燥機
									穀摺機
賃借権の設定等を受ける農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響			なし	地域との役割分担の状況	道路、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めに遵守する				



## 貯金口座振替に関する届出書

令和 5 年 3 月 20 日

公益社団法人

**秋 田 県 農 業 公 社** 御中

振替支払先		公益社団法人 秋田県農業公社		料金等の種類	賃借料等
貯金者 および 契約者	住 所	〒 000-0000	電話番号	0123-45-6789	金融機関への 届出印
	フリガナ	〇〇市〇〇〇町〇〇字△△△			
	氏 名	ノゾクミイウジソモダファーム			
	農事組合法人下田ファーム 代表理事 秋田 次郎				

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に対して、次の通り依頼したのでお届けします。

農協名	▲▲▲農協		店舗名	▼▼▼支店	
金融機関コード・店舗コード			1234 - 567		
指定口座	預金種目	普通	口座番号	1234567	
振替日	毎年 11 月 20 日 (休日の場合は翌営業日)		振替開始	令和 5 年	

秋田県農業公社 使用欄				確認印	備 考
					
			確認日	令和      年      月      日	

## 貯金口座振替依頼書

令和 5 年 3 月 20 日



農業協同組合 御中

振替支払先		公益社団法人 秋田県農業公社		料金等の種類	賃借料等
貯金者 および 契約者	住 所	〒 000-0000	電話番号	0123-45-6789	金融機関への 届出印
		〇〇市〇〇〇町〇〇字△△△			
	フリガナ	ノウジクミ休ウジソソモダファーム			届出印
氏 名	農事組合法人下田ファーム 代表理事 秋田 次郎				

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等を次の口座振替によって支払うこととしたいので、下記事項を確約のうえ依頼します。

農協名	▲▲▲農協		店舗名	▼▼▼支店
金融機関コード・店舗コード			1234 - 567	
指定口座	預金種目	普通	口座番号	1234567
振替日	毎年 11 月 20 日 (休日の場合は翌営業日)		振替開始	令和 5 年

## 記

1. 私が支払うべき賃借料等については私に通知することなく、毎年振替指定日に貴組合所定の方法で支払って下さい。
2. 私は振替日に指定口座の残高が、請求金額に対し不足しないよう必要な措置を講じます。
3. 貴組合が必要と認めた場合は、私に通知することなく、この口座振替契約を解除されても異議ありません。
4. 本取扱に関して万一紛議が生じても貴組合には一切迷惑をおかけしません。

組合使用欄	
-------	--

# 承 諾 書

今般、公益社団法人秋田県農業公社と土地賃貸借契約をした下記土地の一部又は全部に抵当権等が設定されていますが、競売等の申し立てにより、裁判所から農業委員会に照会書が送付された場合、下記事項に同意することを確約します。

## 記

1. 公社との協議に誠意を持って応じること。
2. 協議の結果、解約せざるを得ない事態となった場合、異議無く解約に応じること。

公益社団法人 秋田県農業公社  
理 事 長 齋 藤 了 様

令和 5 年 3 月 20 日

住所 〇〇市〇〇〇町〇〇字△△△  
 転借人 氏名 農事組合法人下田ファーム  
 (自署) 代表理事 秋田 次郎

土地の表示： 〇〇市

所 在			地 目		面 積 m <sup>2</sup>	合 計
大字	字	地番	登記簿	現況		
〇〇〇	●●●	1	田	田	1,203.00	5 筆 田 7,230.00 m <sup>2</sup>
〇〇〇	●●●	2	田	田	2,301.00	
〇〇〇	●●●	3	田	田	345.00	
〇〇〇	●●●	4-1	田	田	236.00	
〇〇〇	●●●	5	田	田	3,145.00	
						畑 _____ m <sup>2</sup>
						其 他 _____ m <sup>2</sup>
						5 筆
						計 7,230.00 m <sup>2</sup>

# 組合員資格得喪通知書

下記のとおり土地の（全部・一部）について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、土地改良法第43条の規定により通知します。

なお、これに伴う土地改良事業による一切の権利義務を資格取得者が承継します。

令和 5 年 4 月 27 日

□□□土地改良区 理事長 様

資格喪失者（現資格者）	住 所	秋田市山王四丁目1-2
		公益社団法人秋田県農業公社
組合員番号 ( )	氏 名	理 事 長 齋 藤 了
	電 話 番 号	0 1 8 - 8 9 3 - 6 2 2 3
資格取得者（新資格者）	住 所	〇〇市〇〇〇町〇〇字△△△
組合員番号 ( )	氏 名	農事組合法人下田ファーム
	電 話 番 号	0123-45-6789
	生 年 月 日	昭 和 5 7 年 1 月 1 日

〇〇市

記

資格得喪の対象たる土地

土地の所在地			地 目	用 途	地 積 (㎡)	資格得喪 原 因	資格得喪 時 期	付 記
大字	字	地番						
◎◎◎	●●●	1	田	水田	1,203.00	利用権設定	令和5年4月27日	
◎◎◎	●●●	2	田	水田	2,301.00	利用権設定	令和5年4月27日	
◎◎◎	●●●	3	田	水田	345.00	利用権設定	令和5年4月27日	
◎◎◎	●●●	4-1	田	水田	236.00	利用権設定	令和5年4月27日	
◎◎◎	●●●	5	田	水田	3,145.00	利用権設定	令和5年4月27日	

決 裁	理事長	副理事長	担当理事	事務局長	係(係員)

受 付 印

関係帳簿更正済印	
賦課金システム	賦課金徴収補助簿

# 組合員資格得喪通知書

下記のとおり土地の（全部・一部）について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、土地改良法第43条の規定により通知します。

なお、これに伴う土地改良事業による一切の権利義務を資格取得者が承継します。

令和 5 年 4 月 27 日

〇〇〇土地改良区 理事長 様

資格喪失者（現資格者）	住 所	秋田市山王四丁目1-2
		公益社団法人秋田県農業公社
組合員番号 ( )	氏 名	理 事 長 齋 藤 了
	電 話 番 号	0 1 8 - 8 9 3 - 6 2 2 3
資格取得者（新資格者）	住 所	〇〇市〇〇〇町〇〇字△△△
組合員番号 ( )	氏 名	農事組合法人下田ファーム
	電 話 番 号	0123-45-6789
	生 年 月 日	昭 和 5 7 年 1 月 1 日

〇〇市

記

資格得喪の対象たる土地

土地の所在地			地 目	用 途	地 積 (㎡)	資格得喪 原 因	資格得喪 時 期	付 記
大字	字	地番						
〇〇〇	●●●	1	田	水田	1,203.00	利用権設定	令和5年4月27日	
〇〇〇	●●●	2	田	水田	2,301.00	利用権設定	令和5年4月27日	
〇〇〇	●●●	3	田	水田	345.00	利用権設定	令和5年4月27日	
〇〇〇	●●●	4-1	田	水田	236.00	利用権設定	令和5年4月27日	
〇〇〇	●●●	5	田	水田	3,145.00	利用権設定	令和5年4月27日	

准組合員制度を使用する改良区への得喪通知は、本様式を使用

- ・二ツ井白神土地改良区
- ・にかほ市土地改良区
- ・仙北市神代土地改良区
- ・仙北市田沢湖若松堰土地改良区
- ・秋田県雄物川筋土地改良区
- ・山城水系土地改良区

賦課種別	耕作者支払	所有者支払
経常賦課金	○	
維持管理賦課金	○	
事業償還賦課金	○	

←どちらかに「○」を記入  
←どちらかに「○」を記入  
←どちらかに「○」を記入

受 付 印

理事長	副理事長	担当理事	事務局長	係(係員)

関係帳簿更正済印	
賦課金システム	賦課金徴収補助簿

## 農用地利用集積等促進計画のチェックリスト

地域計画を未策定  
又は  
地域計画の区域外

## ◆提出書類 ※部数は1契約当たり

書類名等	部数	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画（案）	3部	認可先用、公社用、本人用
<input checked="" type="checkbox"/> 添付書類	3部	個人用、農地所有適格法人用、農地所有適格法人以外の法人用のいずれか
<input checked="" type="checkbox"/> 貸付に係る確認書（様式第8号の2）	1部	
<input checked="" type="checkbox"/> 承諾書	1部	1筆でも抵当権が設定されていれば必要
<input checked="" type="checkbox"/> 貯金口座振替依頼書	1部	2部印刷。1部はJAに提出。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
<input checked="" type="checkbox"/> 貯金口座振替に関する届出書	1部	JAの確認印を押印した上、提出。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
<input checked="" type="checkbox"/> 通帳のコピー	1部	金融機関はJAのみ可。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
<input checked="" type="checkbox"/> 組合員資格得喪通知書	1部	土地改良区の受益地は必要

## ◆その他必要書類 ※部数は1契約当たり

## 法人の場合

書類名等	部数	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 定款のコピー	1部	過去に機構と契約しており、定款の内容に変更がなければ、添付省略可能。その場合は、各筆明細の備考欄に「定款変更なし」と記入

## ◆書類提出前の確認事項

- 今回契約する農地は地域計画の区域外(未策定も含む)ですか。
- 契約手続き時に運転免許証等の身分証明書により、契約者の本人確認を実施しましたか。
- 契約者に対して、手数料の徴収や賃料精算時期等について説明しましたか。
- 契約者の住所を農家台帳等から正確に記載しましたか。（×1-1 ⇒ ○1番地1、1番1号 など）
- 促進計画は、自署をしていますか。法人の場合は社判も可。
- 土地改良区賦課金等の負担区分を出し手・受け手に確認し、促進計画に記載しましたか。
- 農業者種別（認定農業者等）等について、漏れなく記載しましたか。
- 法人の場合、定款は添付していますか。また、添付省略可能か確認しましたか。

上記の内容について、確認しました。

令和 5年 3月 20日

所属 ○○市○○課

氏名(自署) ○○ ○○





### 農地賃貸借契約の解約に関する送付書類

- 1 様式第11号「農用地賃貸借契約の解約に関する届け出について（通知）」1部
  
- 2 農用地利用集積計画（出し手→公社）の解約
  - (1) 様式第11号の1「農地法第18条第1項第2号に係る合意書」2部  
※別紙農地明細・集積計画書（写）を添付
  - (2) 様式第11号の2「農地法第18条第6項の規定による通知書」1部
  - (3) 「組合員資格得喪通知書」1部  
※土地改良区への届け出が必要な場合のみ
  
- 3 農用地利用配分計画または集積計画（公社→受け手）の解約
  - (1) 様式第11号の3「農地法第18条第1項第2号に係る合意書」2部  
※別紙農地明細・配分計画（写）を添付
  - (2) 様式第11号の4「農地法第18条第6項の規定による通知書」1部
  - (3) 「組合員資格得喪通知書」1部  
※土地改良区への届け出が必要な場合のみ

※黄色セルに必要な事項を入力 → 一括印刷ボタンで必要部数が印刷されます。

市町村名	〇〇市	申請日	R1. 7. 1	
受託機関名	〇〇市農業再生協議会	代表者役職名	会長 中間 一郎	
出し手氏名	中間 太郎	出し手公告日	H31. 1. 15	公告番号 1234
出し手住所	〇〇市〇〇〇〇10番地			
出し手TEL	012-345-6789	出し手生年月日	S40. 5. 1	
受け手氏名	中間 次郎	受け手公告日	H31. 2. 27	公告番号 2000
受け手住所	〇〇市〇〇〇〇987番地			
受け手TEL	123-987-6543	受け手生年月日	S37. 4. 1	
土地改良区名①	〇〇〇			
土地改良区名②				
土地改良区名③				

一括印刷

様式第11号(鏡文)印刷

様式第11号の1・2  
(出し手分)印刷

様式第11号の3・4  
(受け手分)印刷

得喪通知印刷

得喪通知  
(出し手)印刷

得喪通知  
(受け手)印刷

※農地明細は「別紙農地明細（共通）」シートに直接入力してください。

※様式第11号～様式第11号の4までをまとめて印刷する場合は「一括印刷」ボタン、個別に印刷する場合は、それぞれのボタンを押してください。

※土地改良区への届け出が必要な場合は「得喪通知印刷」ボタンにより、必要書類を印刷し公社へ提出してください。（出し手又は受け手を個別に印刷する場合は、それぞれのボタンを押してください）。

様式第11号（受託機関→公社 1部）

令和元年7月1日

公益社団法人秋田県農業公社  
理事長 齋藤 了 様

〇〇市農業再生協議会  
会長 中間 一郎

農地貸借契約の解約に関する届け出について（通知）

貴公社と農地貸借契約を締結している者から、別紙のとおり契約を解約したい旨の届け出がありましたので、手続きについてよろしく申し上げます。

## 農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号に係る合意書

令和 年 月 日

当事者	氏名 (名称)	現住所
貸貸人	中間 太郎	〇〇市〇〇〇〇10番地
賃借人	公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齋 藤 了	秋田市山王四丁目 1 番 2 号

貸貸人と賃借人の間で締結している農地貸貸借契約について、下記のとおり当事者合意のうえ解約いたします。

なお、別紙解約農地が、両名の貸貸借契約農地の内の一部である場合は、この解約に伴い平成 3 1 年 1 月 1 5 日付け〇〇市公告第1234号の各筆明細から、別紙解約農地を抹消します。

また、本合意書は後日の証のため 2 通作成し、貸主および借主がそれぞれ 1 通ずつ保持します。

貸貸人 住 所 〇〇市〇〇〇〇10番地

氏 名 中間 太郎  
(自 署)

賃借人 住 所 秋田市山王四丁目 1 番 2 号

氏 名 公益社団法人 秋田県農業公社  
理事長 齋 藤 了

- 1 合意解約する土地の所在、地番、地目及び面積  
別紙農地明細のとおり
- 2 貸貸借契約の内容  
別紙集積計画書 (写) のとおり
- 3 貸貸借の合意解約の合意が成立した日 令和 年 月 日
- 4 貸貸借の合意による解約をした日 令和 年 月 日
- 5 土地の引渡しの時期 令和 年 月 日
- 6 その他参考となるべき事項



## 農地法第18条第6項の規定による通知書

令和 年 月 日

〇〇市 農業委員会会長 様

通知者(賃貸人)

住 所 〇〇市〇〇〇〇10番地

氏 名 中間 太郎  
(自 署)

通知者(賃借人)

住 所 秋田市山王四丁目1番2号

氏 名 公益社団法人 秋田県農業公社  
理事長 齋 藤 了

下記土地について賃貸借の合意解約をしたので、農地法第18条第6項および同法施行規則第68条の3の規定により通知します。

1 賃貸借の当事者の氏名(名称)および住所

当事者の別	氏名(名称)	現住所
賃貸人	中間 太郎	〇〇市〇〇〇〇10番地
賃借人	公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齋 藤 了	秋田市山王四丁目1番2号

2 土地の所在、地番、地目及び面積  
別紙合意書(写)のとおり

3 賃貸借契約の内容  
別紙集積計画書(写)のとおり

4 農地法第18条第1項ただし書きに該当する事由の詳細  
農地法第18条第1項第2号に該当

5 賃貸借の解約の申入れ、合意解約または更新拒絶の通知をした日  
賃貸借の解約の申入れをした日 令和 年 月 日  
賃貸借の更新拒絶の通知をした日 令和 年 月 日  
賃貸借の合意解約の合意が成立した日 令和 年 月 日  
賃貸借の合意による解約をした日 令和 年 月 日

6 土地の引渡しの時期 令和 年 月 日

7 その他参考となるべき事項

## 農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号に係る合意書

令和 年 月 日

当事者	氏名 (名称)	現住所
貸貸人	公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齋藤 了	秋田市山王四丁目 1 番 2 号
転借人	中間 次郎	〇〇市〇〇〇〇987番地

貸貸人と借借人の間で締結している農地貸貸借契約について、下記のとおり当事者合意のうえ解約いたします。

なお、別紙解約農地が、両名の貸貸借契約農地の内の一部份である場合は、この解約に伴い平成 3 1 年 2 月 2 7 日付け秋田県公告第 2000 号の各筆明細から、別紙解約農地を抹消します。

また、本合意書は後日の証のため 通作成し、貸主および借主がそれぞれ 1 通ずつ保持します。

出し手公告日と受け手公告日が同一の場合:市町村公告  
出し手公告日と受け手公告日が異なる場合:秋田県公告

所 秋田市山王四丁目 1 番 2 号  
名 公益社団法人 秋田県農業公社  
理事長 齋藤 了

転借人 住 所 〇〇市〇〇〇〇987番地

氏 名 中間 次郎  
(自署)

- 1 合意解約する土地の所在、地番、地目及び面積  
別紙農地明細のとおり
- 2 貸貸借契約の内容  
別紙配分計画 (写) のとおり
- 3 貸貸借の合意解約の合意が成立した日 令和 年 月 日
- 4 貸貸借の合意による解約をした日 令和 年 月 日
- 5 土地の引渡しの時期 令和 年 月 日
- 6 その他参考となるべき事項



## 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書

令和 年 月 日

〇〇市 農業委員会会長 様

通知者(賃貸人)

住 所 秋田市山王四丁目 1 番 2 号

氏 名 公益社団法人 秋田県農業公社  
理事長 齋 藤 了

通知者(転借人)

住 所 〇〇市〇〇〇〇987番地

氏 名 中間 次郎  
(自署)

下記土地について賃貸借の合意解約をしたので、農地法第 1 8 条第 6 項および同法施行規則第 6 8 条の 3 の規定により通知します。

1 賃貸借の当事者の氏名(名称)および住所

当事者の別	氏名(名称)	現住所
賃貸人	公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齋 藤 了	秋田市山王四丁目 1 番 2 号
転借人	中間 次郎	〇〇市〇〇〇〇987番地

2 土地の所在、地番、地目及び面積  
別紙合意書(写)のとおり

3 賃貸借契約の内容  
別紙配分計画(写)のとおり

4 農地法第 1 8 条第 1 項ただし書きに該当する事由の詳細  
農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号に該当

5 賃貸借の解約の申入れ、合意解約または更新拒絶の通知をした日  
賃貸借の解約の申入れをした日 令和 年 月 日  
賃貸借の更新拒絶の通知をした日 令和 年 月 日  
賃貸借の合意解約の合意が成立した日 令和 年 月 日  
賃貸借の合意による解約をした日 令和 年 月 日

6 土地の引渡しの時期 令和 年 月 日

7 その他参考となるべき事項

# 組合員資格得喪通知書

下記のとおり土地の（全部・一部）について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、土地改良法第43条の規定により通知します。

なお、これに伴う土地改良事業による一切の権利義務を資格取得者が承継します。

令和 年 月 日

〇〇〇土地改良区 理事長 様

資格喪失者（現資格者） 住 所 秋田市山王四丁目1-2  
公益社団法人秋田県農業公社

組合員番号 氏 名 理事長 齋 藤 了  
( ) 電 話 番 号 0 1 8 - 8 9 3 - 6 2 2 3

資格取得者（新資格者） 住 所 〇〇市〇〇〇〇10番地

組合員番号 氏 名 中間 太郎  
( ) 電 話 番 号 012-345-6789  
生年月日 昭和40年5月1日

〇〇市

記

資格得喪の対象たる土地

土地の所在地			地目	用途	地積 (㎡)	資格得喪 原因	資格得喪 時期	付 記
大字	字	地番						
△△△町〇〇	□□□	100	田	田	3,858	利用権解除		
△△△町〇〇	□□□	101	田	田	2,000	利用権解除		
△△△町〇〇	□□□	102	田	田	1,500	利用権解除		
△△△町〇〇	□□□	103	田	田	1,015	利用権解除		

決 裁	理事長	副理事長	担当理事	事務局長	係(係員)

受 付 印

関係帳簿更正済印	
賦課金システム	賦課金徴収補助簿



# 組合員資格得喪通知書

下記のとおり土地の（全部・一部）について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、土地改良法第43条の規定により通知します。

なお、これに伴う土地改良事業による一切の権利義務を資格取得者が承継します。

令和 年 月 日

〇〇〇土地改良区 理事長 様

資格喪失者（現資格者）	住 所	〇〇市〇〇〇〇987番地
	氏 名	中間 次郎
組合員番号	電 話 番 号	123-987-6543
( )	生 年 月 日	昭和37年4月1日
資格取得者（新資格者）	住 所	秋田市山王四丁目1-2
組合員番号		公益社団法人秋田県農業公社
( )	氏 名	理事長 齋 藤 了
	電 話 番 号	018-893-6223

〇〇市

記

資格得喪の対象たる土地

土地の所在地			地 目	用 途	地 積 (㎡)	資格得喪 原 因	資格得喪 時 期	付 記
大字	字	地番						
△△△町〇〇	□□□	100	田	田	3,858	利用権解除		
△△△町〇〇	□□□	101	田	田	2,000	利用権解除		
△△△町〇〇	□□□	102	田	田	1,500	利用権解除		
△△△町〇〇	□□□	103	田	田	1,015	利用権解除		

決 裁	理事長	副理事長	担当理事	事務局長	係(係員)

受 付 印

関係帳簿更正済印	
賦課金システム	賦課金徴収補助簿

# 組合員資格得喪通知書

下記のとおり土地の（全部・一部）について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、土地改良法第43条の規定により通知します。

なお、これに伴う土地改良事業による一切の権利義務を資格取得者が承継します。

令和 年 月 日

〇〇〇土地改良区 理事長 様

資格喪失者（現資格者）	住 所	〇〇市〇〇〇〇987番地
	氏 名	中間 次郎
組合員番号	電 話 番 号	123-987-6543
( )	生 年 月 日	昭和37年4月1日
資格取得者（新資格者）	住 所	秋田市山王四丁目1-2
組合員番号		公益社団法人秋田県農業公社
( )	氏 名	理事長 齋藤 了
	電 話 番 号	018-893-6223

〇〇市 記

資格得喪の対象たる土地

土地の所在地			地目	用途	地積 (㎡)	資格得喪 原因	資格得喪 時期	付 記
大字	字	地番						
△△△町〇〇	□□□	100	田	田	3,858	利用権解除		
△△△町〇〇	□□□	101	田	田	2,000	利用権解除		
△△△町〇〇	□□□	102	田	田	1,500	利用権解除		
△△△町〇〇	□□□	103	田	田	1,015	利用権解除		
						准組合員制度を使用する改良区への得喪通知は、本様式を使用  ・二ツ井白神土地改良区 ・にかほ市土地改良区 ・仙北市神代土地改良区 ・仙北市田沢湖若松堰土地改良区 ・秋田県雄物川筋土地改良区 ・山城水系土地改良区		

賦課種別	耕作者支払	所有者支払
経常賦課金	○	
維持管理賦課金	○	
事業償還賦課金	○	

←どちらかに「○」を記入

←どちらかに「○」を記入

←どちらかに「○」を記入

決 裁	理事長	副理事長	担当理事	事務局長	係(係員)

関係帳簿更正済印	
賦課金システム	賦課金徴収補助簿

受 付 印
-------

様式第12号の入力シート

農地賃貸借料の変更に関する送付書類

- 1 様式第12号「農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて（通知）」1部
- 2 様式第12号の1「農地賃借貸料の変更に伴う同意願いについて（依頼）」1部
- 3 様式第12号の2「同意書」4部（関係3者及び農業委員会用）  
※2、3には別紙土地明細を添付

※黄色セルに必要事項を入力 → 一括印刷ボタンで必要部数が印刷されます。

市町村名	〇〇市		申請日	R1. 6. 1
受託機関名	〇〇市農業再生協議会	代表者役職 氏名	会長 中間 一郎	
出し手氏名	中間 太郎		出し手公告日	H31. 1. 15
出し手住所	〇〇市〇〇〇〇10番地			
受け手氏名	中間 次郎		受け手公告日	H31. 2. 27
受け手住所	〇〇市〇〇〇〇987番地			
賃料(変更前)	80,000	10 a 単価	10,000	
賃料(変更後)	56,000	10 a 単価	7,000	
変更の理由	〇〇〇〇〇〇〇により変更するものである。			

※農地明細は「別紙共通」シートに直接入力してください。



様式第12号（受託機関→公社 1部）

令和元年6月1日

公益社団法人秋田県農業公社  
理事長 齋藤 了 様

〇〇市農業再生協議会  
会長 中間 一郎

農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて（通知）

貴公社と農地賃貸借契約を締結している出し手 中間 太郎及び受け手 中間 次郎から、別紙のとおり農地賃貸借料を変更したい旨の同意願いがありましたので、手続きについてよろしくお願ひします。

様式第12号の1（出し手・受け手→公社 1部）

令和元年6月1日

公益社団法人秋田県農業公社  
理事長 齋藤了様

（出し手）  
住所 ○○市○○○○10番地

氏名 中間太郎  
（自署）

（受け手）  
住所 ○○市○○○○987番地

氏名 中間次郎  
（自署）

農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて（依頼）

平成31年1月15日付け○○市公告の農用地利用集積計画及び、平成31年2月27日付け秋田県公告の農用地利用配分計画により設定された利用権に関する事項について、下記の理由によりその賃貸借料を変更したく申出しますので、同意くださるようお願いいたします。

出し手公告日と受け手公告日が同一の場合：市町村公告  
出し手公告日と受け手公告日が異なる場合：秋田県公告

- |   |       |                      |        |    |         |        |    |
|---|-------|----------------------|--------|----|---------|--------|----|
| 1 | 賃貸借料  | 変更前                  | 80,000 | 円  | 変更後     | 56,000 | 円  |
|   |       | (10a :)              | 10,000 | 円) | (10a :) | 7,000  | 円) |
| 2 | 変更の理由 | ○○○○○○○により変更するものである。 |        |    |         |        |    |
| 3 | 土地の表示 | 別紙のとおり               |        |    |         |        |    |



様式第12号の2（出し手・受け手→公社 4部）

## 同意書

平成31年1月15日付け〇〇市公告の農用地利用集積計画及び、平成31年2月27日付け秋田県公告の農用地利用配分計画により設定された利用権に関する事項について、次のとおり変更することに同意します

出し手公告日と受け手公告日が同一の場合：市町村公告  
出し手公告日と受け手公告日が異なる場合：秋田県公告

- 1 土地の所在、地番、地目、面積（別紙のとおり）
- 2 上記1に係る土地賃貸借料を 80,000 円から 56,000 円に変更する。
- 3 変更の効力発生年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

(出し手)

住 所 〇〇市〇〇〇〇10番地

氏 名 中間 太郎  
(自署)

住 所 秋田市山王四丁目1番2号  
公益社団法人秋田県農業公社

氏 名 理事長 齋 藤 了

(受け手)

住 所 〇〇市〇〇〇〇987番地

氏 名 中間 次郎  
(自署)



様式第12号Ⅰの入力シート

農地賃貸借料の変更に関する送付書類（出し手）

- 1 様式第12号「農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて（通知）」1部
- 2 様式第12号の1「農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて（依頼）」1部
- 3 様式第12号の2「同意書」3部（関係2者及び農業委員会用）  
※2、3には別紙土地明細を添付

※黄色セルに必要事項を入力 → 一括印刷ボタンで必要部数が印刷されます。

市町村名	〇〇市	申請日	R1. 6. 1
受託機関名	〇〇市農業再生協議会	代表者役職氏名	会長 中間 一郎
出し手氏名	中間 太郎	出し手公告日	H31. 1. 15
出し手住所	〇〇市〇〇〇〇10番地		
受け手氏名		受け手公告日	
受け手住所			
賃料(変更前)	80,000	10 a 単価	10,000
賃料(変更後)	56,000	10 a 単価	7,000
変更の理由	〇〇〇〇〇〇〇により変更するものである。		

※農地明細は「別紙共通」シートに直接入力してください。

一括印刷  
(様式第12号(鏡文)あり)

一括印刷  
(様式第12号(鏡文)なし)

- ※鏡文の要否に応じて、「一括印刷」ボタンを選択してください。
- ※1人の受け手に対して、複数の出し手の賃借料を変更する場合等で、鏡文を1部にまとめる場合は、受け手の様式（様式第12号Ⅱ）で作成してください。

様式第12号（受託機関→公社 1部）

令和元年6月1日

公益社団法人秋田県農業公社  
理事長 齋藤 了 様

〇〇市農業再生協議会  
会長 中間 一郎

農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて（通知）

貴公社と農地賃貸借契約を締結している出し手 中間 太郎から、別紙のとおり農地賃貸借料を変更したい旨の同意願いがありましたので、手続きについてよろしくお願ひします。

様式第12号の1（出し手→公社 1部）

令和元年6月1日

公益社団法人秋田県農業公社  
理事長 齋藤 了 様

（出し手）  
住 所 ○○市○○○○10番地

氏 名 中間 太郎  
（自署）

農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて（依頼）

平成31年1月15日付け○○市公告の農用地利用集積計画により設定された利用権に関する事項について、下記の理由によりその賃貸借料を変更したく申出しますので、同意くださるようお願いいたします。

記

- |   |       |                       |        |    |         |        |    |
|---|-------|-----------------------|--------|----|---------|--------|----|
| 1 | 賃貸借料  | 変更前                   | 80,000 | 円  | 変更後     | 56,000 | 円  |
|   |       | (10a :)               | 10,000 | 円) | (10a :) | 7,000  | 円) |
| 2 | 変更の理由 | ○○○○○○○○により変更するものである。 |        |    |         |        |    |
| 3 | 土地の表示 | 別紙のとおり                |        |    |         |        |    |



様式第12号の2（出し手→公社 3部）

## 同意書

平成31年1月15日付け〇〇市公告の農用地利用集積計画により設定された利用権に関する事項について、次のとおり変更することに同意します。

- 1 土地の所在、地番、地目、面積（別紙のとおり）
- 2 上記1に係る土地賃貸借料を 80,000 円から 56,000 円に変更する。
- 3 変更の効力発生年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

（出し手）

住 所 〇〇市〇〇〇〇10番地

氏 名 中間 太郎  
(自署)

住 所 秋田市山王四丁目1番2号  
公益社団法人秋田県農業公社  
氏 名 理事長 齋 藤 了



様式第12号Ⅱの入力シート

農地賃貸借料の変更に関する送付書類（受け手）

- 1 様式第12号「農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて（通知）」1部
- 2 様式第12号の1「農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて（依頼）」1部
- 3 様式第12号の2「同意書」3部（関係2者及び農業委員会用）

※2、3には別紙土地明細を添付

1人の受け手に対して複数の出し手がある場合等で鏡文を1部にまとめて作成する場合、賃借料変更する出し手の人数を入力

※黄色セルに必要事項を入力 → 一括印刷ボタンで必要部数が印刷されます。

市町村名	〇〇市	申請日	R1. 6. 1	
受託機関名	〇〇市農業再生協議会	代表者役職氏名	会長 中間 一郎	出し手人数
出し手氏名	中間 太郎	出し手公告日	H31. 1. 15	8
出し手住所				
受け手氏名	中間 次郎	受け手公告日	H31. 2. 27	
受け手住所	〇〇市〇〇〇〇987番地			
賃料(変更前)	80,000	10 a 単価	10,000	
賃料(変更後)	56,000	10 a 単価	7,000	
変更の理由	〇〇〇〇〇〇〇により変更するものである。			

受け手との契約が集積計画か配分計画か判定するため、出し手公告日を必ず入力

※農地明細は「別紙共通」シートに直接入力してください。

一括印刷  
(様式第12号(鏡文)あり)

一括印刷  
(様式第12号(鏡文)なし)

※鏡文の要否に応じて、「一括印刷」ボタンを選択してください。

※1人の受け手に対して、複数の出し手の賃借料を変更する場合等で、鏡文を1部にまとめる場合は、本様式（様式第12号のⅡ）で作成してください。

様式第 1 2 号 (受託機関→公社 1部)

令和元年 6 月 1 日

公益社団法人秋田県農業公社  
理事長 齋藤 了 様

**出し手氏名が入力された場合、出し手と  
受け手両方の氏名が表示されます  
また、出し手人数が入力された場合、人数  
に応じて「ほか〇名」と表示されます**

〇〇市農業再生協議会  
会長 中間 一郎

農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて (通知)

貴公社と農地賃貸借契約を締結している出し手 中間 太郎ほか 7 名及び受け手  
中間 次郎から、別紙のとおり農地賃貸借料を変更したい旨の同意願いがありまし  
たので、手続きについてよろしくお願ひします。

様式第12号の1 (受け手→公社 1部)

令和元年6月1日

公益社団法人秋田県農業公社  
理事長 齋藤 了 様

(受け手)  
住 所 ○○市○○○○987番地

氏 名 中間 次郎  
(自署)

農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて (依頼)

平成31年2月27日付け秋田県公告の農用地利用配分計画により設定された利用権に関する事項について、下記の理由によりその賃貸借料を変更し  
たく申出しますので、同意くださるようお願いいたします。

出し手公告日と受け手公告日が同一の場合:市町村公告  
出し手公告日と受け手公告日が異なる場合:秋田県公告

- |   |      |        |        |    |        |        |    |
|---|------|--------|--------|----|--------|--------|----|
| 1 | 賃貸借料 | 変更前    | 80,000 | 円  | 変更後    | 56,000 | 円  |
|   |      | (10a : | 10,000 | 円) | (10a : | 7,000  | 円) |
- 2 変更の理由 ○○○○○○○○により変更するものである。
- 3 土地の表示 別紙のとおり



様式第12号の2 (受け手→公社 3部)

## 同意書

平成31年2月27日付け秋田県公告の農用地利用配分計画により設定された利用権に関する事項について、次のとおり変更することを同意します。

出し手公告日と受け手公告日が同一の場合:市町村公告  
出し手公告日と受け手公告日が異なる場合:秋田県公告

- 1 土地の所在、地番、地目、面積(別紙のとおり)
- 2 上記1に係る土地賃貸借料を80,000円から56,000円に変更する。
- 3 変更の効力発生年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所 秋田市山王四丁目1番2号  
公益社団法人秋田県農業公社  
氏 名 理事長 齋 藤 了

(受け手)

住 所 ○○市○○○○987番地

氏 名 中間 次郎  
(自署)



相続(出し手の死亡)による名義変更に関する送付書類

1 相続登記完了の場合

- (1) 様式第13号の1「土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について(通知)」1部
- (2) 様式第13号の2「土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について(依頼)」1部
- (3) 公社借入代金支払明細書
- (4) 添付書類
  - ①登記全部事項証明書または、登記完了証及び登記識別情報通知の写し(契約対象地全筆)

2 相続登記未了の場合(他の法定相続人全員の同意又は共有持分の過半の同意が必要です。)

- (1) 様式第13号の3「土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について(通知)」1部
- (2) 様式第13号の4「土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について(依頼)」1部
- (3) 公社借入代金支払明細書
- (4) 添付書類
  - ①相続を証する書面(戸籍(除籍)謄本等、相続関係図)
  - ②他の法定相続人の印鑑証明書 各1通(様式第13号の4に実印を押印)

※黄色セルに必要事項を入力 → 一括印刷ボタンで必要部数が印刷されます。

市町村名	〇〇市	申請日	R1.6.1	
受託機関名	〇〇市農業再生協議会	代表者役職名	会長 中間 一郎	
出し手氏名 (被相続人)	中間 太郎	契約日	H31.1.15	契約年数 10
出し手住所 (被相続人)	〇〇市〇〇〇〇10番地			複数契約
相続人または法定 相続人代表氏名	中間 五郎	相続発生日	H31.3.15	
フリガナ	チュウカン コロウ	続柄	子	
住所	〇〇市〇〇〇〇10番地			
電話番号	012-345-6789	生年月日	S30.12.15	

契約が複数ある場合は「1」を入力

口座情報					
金融機関名	●×	銀行	×●	支店	代金受領 1
金融機関区分	2	店舗区分	4	口座の種類	1
金融機関コード	1234		店舗コード	567	
口座番号	2345678		備考		

相続登記未了の場合入力

他の法定相続人					
法定相続人	中間 花子	続柄			
住所	〇〇市〇〇〇〇10番地				
法定相続人	農地 育郎	続柄	子		
住所	××市××××20番地				
法定相続人		続柄			
住所					

一括印刷  
(相続未登記)

一括印刷  
(相続登記済)

様式第13号の1（受託機関→公社 1部）

令和元年6月1日

公益社団法人 秋田県農業公社  
理事長 齋藤 了 様

〇〇市農業再生協議会  
会長 中間 一郎

土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について（通知）

貴公社と農地貸借契約を締結している中間 太郎が死亡したため、相続人 中間五郎よりその権利を承継したい旨の依頼がありましたので、手続きについてよろしくお願ひします。

様式第13号の2（相続人→公社 1部）

令和元年6月1日

公益社団法人 秋田県農業公社  
理事長 齋藤了様

住 所 ○○市○○○○10番地

氏 名 中間 五郎  
(自 署)

電 話 012-345-6789

生年月日 昭和30年12月15日

土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について（依頼）

平成31年1月15日付けで貴公社と中間 太郎との間で10年間の貸借契約を締結していましたが、本人は平成31年3月15日に死亡しました。

つきましては、相続人である私が契約の残存期間を契約時と同様の条件で承継しますので、今後の賃貸料は別紙の送金先へお振込みください。

「公社借入：年払い用」

## 公社借入代金支払明細書

公益社団法人秋田県農業公社 宛

市町村名	〇〇市			
送金先	金融機関名	●×銀行	店舗名	×●支店
	口座の種類	普通預金	口座番号	2345678
	金融機関コード・店舗コード		1234-567	
	フリガナ	チュウカン ゴロウ		
	口座名義人	中間 五郎		
備考				

- 1 通帳の写しを添付してください。（送金先が明確にわかるもの）
- 2 フリガナは必ず記入して下さい。（記入がない場合、送金が遅れることがあります。）
- 3 「本人受領」です。（代理受領は成年後見人等に限りません。）

様式第13号の3（受託機関→公社 1部）

令和元年6月1日

公益社団法人 秋田県農業公社  
理事長 齋藤 了 様

〇〇市農業再生協議会  
会長 中間 一郎

土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について（通知）

貴公社と農地貸借契約を締結している中間 太郎が死亡したため、法定相続人（代表 中間 五郎）よりその権利を承継したい旨の依頼がありましたので、手続きについてよろしくお願ひします。

様式第13号の4（法定相続人代表→公社 1部）

令和元年6月1日

公益社団法人 秋田県農業公社  
理事長 齋藤了様

住所 ○○市○○○○10番地

続柄（子）氏名 中間 五郎  
(自署)

電話 012-345-6789

土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について（依頼）

平成31年1月15日付けで貴公社と中間 太郎との間で10年間の貸借契約を締結して  
いましたが、本人は平成31年3月15日に死亡しました。

つきましては、法定相続人代表である私が契約の残存期間を契約時と同様の条件で承継  
しますので、今後の賃貸料は別紙の送金先へお振込みください。

なお、下記のとおり他の法定相続人も同意しております。

被相続人：亡 中間 太郎

住所 ○○市○○○○10番地

続柄（妻）氏名 中間 花子  
(自署)



住所 ××市××××20番地

続柄（子）氏名 農地 育郎  
(自署)



住所

続柄（ ）氏名  
(自署)

印

「公社借入：年払い用」

## 公社借入代金支払明細書

公益社団法人秋田県農業公社 宛

市町村名	〇〇市			
送金先	金融機関名	●×銀行	店舗名	×●支店
	口座の種類	普通預金	口座番号	2345678
	金融機関コード・店舗コード		1234-567	
	フリガナ	チュウカン ゴロウ		
	口座名義人	中間 五郎		
備考				

- 1 通帳の写しを添付してください。（送金先が明確にわかるもの）
- 2 フリガナは必ず記入して下さい。（記入がない場合、送金が遅れることがあります。）
- 3 「本人受領」です。（代理受領は成年後見人等に限りません。）

様式第13号の5・6の入力シート

相続(法定相続人代表→登記完了→相続人)による名義変更に関する送付書類

1 相続登記完了の場合

- (1) 様式第13号の5「土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について(通知)」1部
- (2) 様式第13号の6「土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について(依頼)」1部
- (3) 公社借入代金支払明細書
- (4) 添付書類
  - ① 登記全部事項証明書または、登記完了証及び登記識別情報通知の写し(契約対象地全筆)

※黄色セルに必要事項を入力 → 一括印刷ボタンで必要部数が印刷されます。

市 町 村 名	〇〇市	申 請 日	R1.5.1		
受 託 機 関 名	〇〇市農業再生協議会	代 表 者 役 職 氏 名	会長 中間 一郎		
法定相続人代表氏名 (現契約者)	中間 五郎	契 約 日	H31.1.15		契約年数 10
法定相続人代表住所 (現契約者)	〇〇市〇〇〇〇10番地				複数契約 1
相 続 人 氏 名	中間 花子	フリガナ	チュウカン ハナコ		
住 所	〇〇市〇〇〇〇10番地				
電 話 番 号	012-345-6789	生年月日	S30.12.15		

契約が複数ある場合は「1」を入力

口座情報

金 融 機 関 名	●×	銀行	×●	支店	代 金 受 領	1
金 融 機 関 区 分	2	店 舗 区 分	4	口 座 の 種 類	1	
金 融 機 関 コード	1234		店 舗 コード	567		
口 座 番 号	9876543		備 考			



様式第13号の5（受託機関→公社 1部）

令和元年5月1日

公益社団法人 秋田県農業公社  
理事長 齋藤 了 様

〇〇市農業再生協議会  
会長 中間 一郎

土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について（通知）

貴公社と法定相続人代表 中間 五郎との間で締結している農地貸借契約について、相続人 中間 花子よりその権利を承継したい旨の依頼がありましたので、手続きについてよろしくお願ひします。

様式第13号の6（相続人→公社 1部）

令和元年5月1日

公益社団法人 秋田県農業公社  
理事長 齋藤了様

（現契約者） 住 所 ○○市○○○○10番地

氏 名 中間 五郎

（自 署）

（新契約者） 住 所 ○○市○○○○10番地

氏 名 中間 花子

（自 署）

電 話 012-345-6789

生年月日 昭和30年12月15日

土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について（依頼）

平成31年1月15日付けほかで貴公社と法定相続人代表 中間 五郎との間で10年間の貸借契約を締結していましたが、今般当該農地の相続登記が完了し、相続人 中間 花子が所有権を取得しました。

つきましては、相続人である私が契約の残存期間を契約時と同様の条件で承継しますので、今後の賃貸料は別紙の送金先へお振込みください。

「公社借入：年払い用」

## 公社借入代金支払明細書

公益社団法人秋田県農業公社 宛

市町村名	〇〇市			
送金先	金融機関名	●×銀行	店舗名	×●支店
	口座の種類	普通預金	口座番号	9876543
	金融機関コード・店舗コード		1234-567	
	フリガナ	チュウカン ハコ		
	口座名義人	中間 花子		
備考				

- 1 通帳の写しを添付してください。（送金先が明確にわかるもの）
- 2 フリガナは必ず記入して下さい。（記入がない場合、送金が遅れることがあります。）
- 3 「本人受領」です。（代理受領は成年後見人等に限りません。）

様式第14号の入力シート

相続(受け手の死亡)による名義変更に関する送付書類  
 (※相続人が農業後継者となり、営農を継続する場合)

- (1) 様式第14号の1「土地貸借契約の名義変更と振替口座の変更について(通知)」1部
- (2) 様式第14号の2「土地貸借契約の名義変更と振替口座の変更について(依頼)」1部
- (3) 「貯金口座振替依頼書(農協控え用、公社提出用)」各1部
- (4) 「貯金口座振替に関する届出書」1部(農協確認印が押印されているもの)
- (5) 添付書類 ※土地改良区の組合員資格については、別途、土地改良区へ必要な手続きを確認してください。  
 農業経営を継承したことがわかる書類(農地台帳の写し等) 1通

※黄色セルに必要事項を入力 → 一括印刷ボタンで必要部数が印刷されます。

市町村名	〇〇市	申請日	R1.6.1		
受託機関名	〇〇市農業再生協議会	代表者役職氏名	会長 中間 一郎		
受け手氏名 (被相続人)	中間 太郎	契約日	H30.12.1	契約年数	10
相続人氏名	中間 次郎	相続発生日	H31.4.1	複数契約	1
相続人フリガナ	チュウカン ジロウ	郵便番号	014-0805		
住所	〇〇市〇〇字〇〇123番地				
電話番号	123-456-789	生年月日	S30.12.15		

契約が複数ある場合は「1」を入力

口座情報

金融機関名	△△	農協	▽▽	支店		
店舗区分	4	口座の種類	1			
口座番号	1234567	金融機関コード	1234	店舗コード	567	
振替日	11	月	20	日	振替開始年	元

契約が複数あり、振替月日が異なる場合は振替日を削除

契約日 H28. 8.31以前:毎年10月25日  
 契約日 H28. 9. 1以降:毎年11月20日

一括印刷

様式第14号の1（受託機関→公社 1部）

令和元年6月1日

公益社団法人 秋田県農業公社  
理事長 齋藤 了 様

〇〇市農業再生協議会  
会長 中間 一郎

土地貸借契約の名義変更と振替口座の変更について（通知）

貴公社と農地貸借契約を締結している中間 太郎が死亡したため、相続人 中間 次郎よりその権利を承継したい旨の依頼がありましたので、手続きについて  
よろしくをお願いします。

様式第14号の2（相続人→公社 1部）

令和元年6月1日

公益社団法人 秋田県農業公社  
理事長 齋藤 了 様

住 所 ○○市○○字○○123番地

氏 名 中間 次郎  
(自 署)

電 話 123-456-789

生年月日 昭和30年12月15日

土地貸借契約の名義変更と振替口座の変更について（依頼）

平成30年12月1日付けほかで貴公社と中間 太郎との間で10年間の貸借契約を締結していましたが、本人は平成31年4月1日に死亡しました。

つきましては、親族である私が農業経営を承継するので届出します。

また、契約の残存期間についても契約時と同様の条件で承継します。今後の賃借料の振替口座は別紙のとおりです。

なお、このことについては、他の法定相続人も同意しております。

## 貯金口座振替依頼書

令和元年 6 月 1 日

△△

農業協同組合 御中

振替支払先		公益社団法人 秋田県農業公社		料金等の種類	賃借料等
貯金者 および 契約者	住 所	〒 014-0805	電話番号	123-456-789	金融機関への 届出印
		〇〇市〇〇字〇〇123番地			
	フリガナ	チュウカン ジロウ			届 出 印
氏 名	中間 次郎				

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等を次の口座振替によって支払うこととしたいので、下記事項を確約のうえ依頼します。

農協名	△△農協		店舗名	▽▽支店	
金融機関コード・店舗コード			1234 - 567		
指定口座	預金種目	普通	口座番号	1234567	
振替日	毎年 11 月 20 日 (休日の場合は翌営業日)		振替開始	令和 元 年	

### 記

1. 私が支払うべき賃借料等については私に通知することなく、毎年振替指定日に貴組合所定の方法で支払って下さい。
2. 私は振替日に指定口座の残高が、請求金額に対し不足しないよう必要な措置を講じます。
3. 貴組合が必要と認めた場合は、私に通知することなく、この口座振替契約を解除されても異議ありません。
4. 本取扱に関して万一紛議が生じても貴組合には一切迷惑をおかけしません。

組合使用欄	
-------	--

貯金口座振替に関する届出書

令和元年6月1日

公益社団法人

秋田県農業公社 宛

振替支払先		公益社団法人 秋田県農業公社		料金等の種類	賃借料等
貯金者 および 契約者	住所	〒 014-0805	電話番号	123-456-789	金融機関への 届出印
		〇〇市〇〇字〇〇123番地			
	フリガナ	チュウカン ジロウ			届出印
氏名	中間 次郎				

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に対して、次の通り依頼したのでお届けします。

農協名	△△農協		店舗名	▽▽支店	
金融機関コード・店舗コード			1234 - 567		
指定口座	預金種目	普通	口座番号	1234567	
振替日	毎年 11 月 20 日 (休日の場合は翌営業日)		振替開始	令和	元 年

秋田県農業公社 使用欄				確認印	備考
					
			確認日	令和 元 年 6 月 1 日	

# 農地貸付用紙（農用地利用集積等促進計画案）作成ファイル

## 現在の受け手 → 新たな受け手

- 情報の入力

### 【転借権の移転条件】

移転前の配分計画の残存期間を同一条件（賃料・共通事項内容等）で承継すること

- 用紙印刷ボタン

- シート別選択操作ボタン

シートの選択 得喪通知

### ● 作成枚数

	印刷部数
書類送付鑑	1 部
促進計画（案）	3 部
促進計画（案）添付書類	3 部
共通事項	3 部
様式第8号の2	1 部
承諾書	1 部
振替依頼書	2 部
振替届出書	1 部
組合員資格喪失通知	1 部
チェックリスト	1 部

（ ）内は農業公社に送付する枚数

### ● その他の添付書類

- ・ 定款の写し（法人の場合）
- ・ 促進計画案に対して農業委員会へ意見聴取した結果
- ・ 本エクスセルデータはメールで提出してください。

市町村から計画案を提出する時は必須。ただし、農業委員会からの要請による場合は不要。

地域計画を未策定  
又は  
地域計画の区域外

⇒各月の契約書類一式に対して、1部

1部 農協窓口へ提出  
1部 公社へ提出

⇒各月の契約書類一式に対して、1部



公益社団法人 秋田県農業公社

【連絡先】

秋田県秋田市山王四丁目1番2号

秋田県農業公社 農地集積課

電話：018-893-6223

[chukankanri@ak-agri.or.jp](mailto:chukankanri@ak-agri.or.jp)

地域計画を未策定  
又は  
地域計画の区域外

令和 5 年 3 月 20 日

公益社団法人 秋田県農業公社

理事長 齋藤 了 様

〇〇市長 水田 守

## 農用地利用集積等促進計画（案）の送付について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農  
用地利用集積等促進計画の案を提出します。

なお、計画案に対する農業委員会からの意見は別紙のとおりです。

「農業委員会の意見書」(参考様式第4号の2)の写しを添付

地域計画を未決定  
又は  
地域計画の区域外

## 1. 各筆明細

市町村	大字	字	地番	所在		地目		面積 m <sup>2</sup>	種類	内容	移転する権利 (D)		土地改良区 名(E)	備考	現に農地中間管理機構か ら権利の設定を受けてい る者(F)	
				登記簿	現況	借賃 (円/10a)	借賃 円				氏名又は名 称	住所				
〇〇市	〇〇〇	●●●	1	田	田	1,203.00	貸借権	水田	水田	10,000	12,030	〇〇〇	定款変更なし	秋田 太郎	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
〇〇市	〇〇〇	●●●	2	田	田	2,301.00	貸借権	水田	水田	10,000	23,010	〇〇〇		秋田 太郎	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
〇〇市	〇〇〇	●●●	3	田	田	345.00	貸借権	水田	水田	10,000	3,450	〇〇〇		秋田 太郎	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
〇〇市	〇〇〇	●●●	4-1	田	田	236.00	貸借権	水田	水田	10,000	2,360	〇〇〇		秋田 太郎	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
〇〇市	〇〇〇	●●●	5	田	田	3,145.00	貸借権	水田	水田	10,000	31,450	〇〇〇		秋田 太郎	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
合 計	田 畑 その他	5 筆 筆 筆	7,230.00 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>			7,230.00 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	5 筆 筆 筆	年借賃料 72,300 円	移転の時期 残存期間 (終期)	令和5年4月27日 令和9年5月30日	借賃の支払方法 毎年11月20日に貸借人の指定口座 から引落しする。					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者

住所 (同上)

氏名又は名称 (自署)

農事組合法人下田ファーム  
代表理事 秋田 次郎

権利の移転をする者

住所 (同上)

氏名又は名称 (自署)

秋田 太郎

2. 共通事項
  - この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
    - (1) 転貸又は譲渡  
本計画により賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）を受ける者（以下「乙」という。）は、賃借権の設定等を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。
    - (2) 借賃の増減額請求  
公益社団法人 秋田県農業公社（以下「甲」という。）及び賃借権の設定又は移転を受ける者は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
    - (3) 借賃の改訂  
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。
    - (4) 借賃の延滞金  
甲は、乙が借賃を1の各筆明細に定める日までに納入しない場合は、納入期限の翌日から支払いまでの間、年利4.6パーセントの割合で計算した金額を延滞金として徴収することができる。
    - (5) 借賃の支払猶予  
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
    - (6) 借賃の減額  
ア 賃借権の目的物が農地である場合で、目的物の乙から甲に対して農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があった場合には、甲は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。  
イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙の責めに帰することができない事由による場合は、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙が協議して定める。
    - (7) 修繕及び改良  
ア 土地所有者は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。  
イ 甲又は乙は、土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。  
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定められたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。
    - (8) 附属物の設置等  
ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。  
また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は当該附属物を収去する義務を負う。  
イ 甲は、アの同意を行う場合には、事前に乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得るとともに、乙に対してアの同意をする旨の通知を行う際には乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを併せて通知する。  
また、乙が甲及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、甲は土地所有者に対して収去の義務を負わない。  
ウ ア及び乙の規定にかかわらず、土地所有者が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は収去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。
    - (9) 租税公課等の負担  
ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。  
イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。  
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、乙が負担する。  
エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

- (10) 賃貸借又は使用貸借の解除  
 1 の各筆明細に定める甲による賃借権設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは、甲は当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。  
 ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。  
 イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。  
 ウ 農地法第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき。  
 エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。  
 オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (11) 賃貸借又は使用貸借の終了  
 本計画の定めるところにより、賃借権の設定等が行われた土地が、天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (12) 目的物の返還  
 賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（8）による。）。ただし、土地所有者から附属物を収去しないことへの同意が得られている場合又は災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によつて生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (13) 賃借権又は使用貸借に関する権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び本計画の認可者が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (14) 権利取得者の責務  
 ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。  
 イ 乙は、甲から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。
- (15) 機関連基盤整備事業の実施  
 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (16) その他  
 本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び本計画の認可者が協議して定める。

別表 1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する 支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の 償還すべき額及び方法	備 考

別表 2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分(実負担者)	備 考
全賦課金	所有者	

【添付書類】  
賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等  
(個人)

整理番号	152040001	氏名又は名称	農事組合法人下田ファーム		年齢	41 歳	農作業従事日数	250 日	
賃借権の設定等を受ける土地の面積(A) m <sup>2</sup>	賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B) m <sup>2</sup>		賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農業従事者及び雇用労働力の状況(D) 農業従事者 (うち15歳以上65歳未満の者)		雇用労働力 (年間延べ労働日数)	賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況(E)		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況(F)	
	世帯員	農業従事者		種類		数量	種類	数量	
農地	7,230.00	農地	20,000.00	男 2 人	2 人 ( 2 人 )	乳用牛	1	トラクター	1
採草放牧地		採草放牧地		女 1 人	人 ( 人 )	肉用牛	1	田植機	1
その他				農業補助者	主として農業に従事する者 ( 人 )	繁殖豚	1	コンバイン	1
				農業者	主として農業に従事する者 ( 人 )	肥育豚	1	乾燥機	1
				農業補助者	主として農業に従事する者 ( 1 人 )	鶏	1	収摺機	1
				農業者	主として農業に従事する者 ( 1 人 )				
賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響			地域との役割分担の状況		道路、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めに遵守する				

整理番号	152040001	農地所有適格法人の名称	農事組合法人下田ファーム 代表理事 秋田 次郎		雇用労働力 (年間延日数)	250 人日	
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A)	㎡	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) ㎡	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況 (C)		賃借権の設定等を受ける農地所有者の状況 (F)	賃借権の設定等を受ける農地所有者の状況 (G)	
	7,230.00		事業の種類				賃借権の設定等を受ける農地所有者の状況 (F)
農地	採草放牧地	農地	事業の実施状況及び事業計画 (円)		種類	数量	
			左記以外の事業				種類
その他	採草放牧地	採草放牧地	農業	左記以外の事業	乳用牛	1	
			3年前	5,000,000	3年前	肉用牛	1
			2年前	5,000,000	2年前	繁殖豚	1
			1年前	5,000,000	1年前	肥育豚	1
			初年度	7,000,000	初年度	鶏	1
			2年目	10,000,000	2年目		
			3年目	15,000,000	3年目		
104		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況 (D)		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況 (E)			
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農地等の権利設定・移転	法人と構成員との取引関係等の内容	氏名	役職名	住所	年間農業従事日数
							前年実績
「別紙」							見込み
							前年実績
							見込み
							前年実績
賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響		なし		地域との役割分担の状況		道路、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めを遵守する	



【添付書類】

整理番号	152040001	法人の名称	農事組合法人下田ファーム				雇用労働力 (年間延日数)	250	人日		
賃借権の設定等を受ける面積 (A) ㎡	賃借権の設定等を受け ける法人が耕作又は 養畜の事業に供して いる農用地の面積 (B) ㎡	賃借権の設定等を受ける農用地等の農 業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響	賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D)		賃借権の設定等 を受ける法人の飼育 主な家畜の飼育 状況 (F)	賃借権の設定等 を受ける法人の 主な農機具の所 有の状況 (G)	種 類	種 類	数 量		
			氏名	役職名						住所	年間農業従事日数 前 年 見込み 実 績
農 地	7,230.00	農 地 20,000.00	〇〇 〇〇	理事	〇〇市××1番地	250	200				
			〇〇 □□	理事	〇〇市◇◇2番地	200	175				
採 草 放牧地		採 草 放牧地	□□ △△	会計	〇〇市□□3番地	300	150	乳用牛	トラクター	1	
			△△ ▽▽	会計	〇〇市△△4番地	250	200	肉用牛	田植機	1	
106 その他								繁殖豚	コンバイン	1	
								肥育豚	乾燥機	1	
									鶏	糶摺機	1
賃借権の設定等を受ける農用地等の農 業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響			なし	地域との役割分担の状況	道路、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めを遵守する						

貸付に係る確認書

		借受希望者	
		氏名 農事組合法人下田ファーム	氏名
借受希望農家情報		農業者種別	農業者種別
		○ 認定農業者	○ 認定農業者
		○ 農地所有適格法人	○ 農地所有適格法人
		基本構想水準到達者	基本構想水準到達者
		認定就農者	認定就農者
		地域計画	地域計画
		未掲載	未掲載
		○	○
		○	○
		○	○
		○	○
借受希望農家情報		借受希望農家情報	
農地中間管理事業規程による確認事項 (貸付決定ルール)		農地中間管理事業規程による確認事項 (貸付決定ルール)	
経営規模の拡大又は分散圏の解消に資するものである。 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすものではない。 新規参入者である場合は、効率的かつ安定的な農業経営を目指すことができるよう配慮されている。		経営規模の拡大又は分散圏の解消に資するものである。 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすものではない。 新規参入者である場合は、効率的かつ安定的な農業経営を目指すことができるよう配慮されている。	
地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正な調整である。		地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正な調整である。	
集約化等の観点から行う、担い手相互間又は担い手・非担い手間での利用権の交換		集約化等の観点から行う、担い手相互間又は担い手・非担い手間での利用権の交換	
集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として機構に農地を貸し付ける		集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として機構に農地を貸し付ける	
現在の経営農地との位置関係、水利関係等 借受希望者の希望条件との適合性 地域農業の発展への寄与度		現在の経営農地との位置関係、水利関係等 借受希望者の希望条件との適合性 地域農業の発展への寄与度	
現在の経営農地との位置関係、水利関係等 借受希望者の希望条件との適合性 地域農業の発展への寄与度		現在の経営農地との位置関係、水利関係等 借受希望者の希望条件との適合性 地域農業の発展への寄与度	
地域内に十分な担い手がいる場合		地域内に十分な担い手がいる場合	
		順位	
		1	

※基本原則の該当事項に○を記入  
※基本原則のほか、該当する優先配慮がある場合は、該当事項に○を記入

## 貯金口座振替に関する届出書

令和 5 年 3 月 20 日

公益社団法人

**秋 田 県 農 業 公 社** 御中

振替支払先		公益社団法人 秋田県農業公社		料金等の種類	賃借料等
貯金者 および 契約者	住 所	〒 000-0000	電話番号	0123-45-6789	金融機関への 届出印
	フリガナ	〇〇市〇〇〇町〇〇字△△△ ノジクミアイホウジソモダファーム			
	氏 名	農事組合法人下田ファーム 代表理事 秋田 次郎			

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に対して、次の通り依頼したのでお届けします。

農協名	▲▲▲農協		店舗名	▼▼▼支店	
金融機関コード・店舗コード			1234 - 567		
指定口座	預金種目	普通	口座番号	1234567	
振替日	毎年 11 月 20 日 (休日の場合は翌営業日)		振替開始	令和	5 年

秋田県農業公社 使用欄				確認印	備 考
					
				確認日	令和 5 年 3 月 15 日

## 貯金口座振替依頼書

令和 5 年 3 月 20 日



農業協同組合 御中

振替支払先		公益社団法人 秋田県農業公社		料金等の種類	賃借料等
貯金者 および 契約者	住 所	〒 000-0000	電話番号	0123-45-6789	金融機関への 届出印
		〇〇市〇〇〇町〇〇字△△△			
	フリガナ	ノウジクミアイウジソシモダファーム			届出印
氏 名	農事組合法人下田ファーム 代表理事 秋田 次郎				

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に対して、次の通り依頼したのでお届けします。

農協名	▲▲▲農協		店舗名	▼▼▼支店	
金融機関コード・店舗コード			1234 - 567		
指定口座	預金種目	普通	口座番号	1234567	
振替日	毎年 11 月 20 日 (休日の場合は翌営業日)		振替開始	令和 5 年	

## 記

1. 私が支払うべき賃借料等については私に通知することなく、毎年振替指定日に貴組合所定の方法で支払って下さい。
2. 私は振替日に指定口座の残高が、請求金額に対し不足しないよう必要な措置を講じます。
3. 貴組合が必要と認めた場合は、私に通知することなく、この口座振替契約を解除されても異議ありません。
4. 本取扱に関して万一紛議が生じても貴組合には一切迷惑をおかけしません。

組合使用欄	
-------	--

# 承 諾 書

今般、公益社団法人秋田県農業公社と土地賃貸借契約をした下記土地の一部又は全部に抵当権等が設定されていますが、競売等の申し立てにより、裁判所から農業委員会に照会書が送付された場合、下記事項に同意することを確約します。

## 記

1. 公社との協議に誠意を持って応じること。
2. 協議の結果、解約せざるを得ない事態となった場合、異議無く解約に応じること。

公益社団法人 秋田県農業公社  
理 事 長 齋 藤 了 様

令和 5 年 3 月 20 日

住所 〇〇市〇〇〇町〇〇字△△△  
 転借人 氏名 農事組合法人下田ファーム  
 (自署) 代表理事 秋田 次郎

土地の表示： 〇〇市

所 在			地 目		面 積 m <sup>2</sup>	合 計
大字	字	地番	登記簿	現況		
〇〇〇	●●●	1	田	田	1,203.00	5 筆 田 7,230.00 m <sup>2</sup>
〇〇〇	●●●	2	田	田	2,301.00	
〇〇〇	●●●	3	田	田	345.00	
〇〇〇	●●●	4-1	田	田	236.00	
〇〇〇	●●●	5	田	田	3,145.00	
						畑 _____ m <sup>2</sup>
						所 他 _____ m <sup>2</sup>
						5 筆 計 7,230.00 m <sup>2</sup>

# 組合員資格得喪通知書

下記のとおり土地の（全部・一部）について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、土地改良法第43条の規定により通知します。

なお、これに伴う土地改良事業による一切の権利義務を資格取得者が承継します。

令和 5 年 4 月 27 日

□□□土地改良区 理事長 様

資格喪失者（現資格者）	住 所	〇〇市〇〇〇町〇〇字〇〇
組合員番号	氏 名	秋田 太郎
( )	電 話 番 号	1234-56-7890

資格取得者（新資格者）	住 所	〇〇市〇〇〇町〇〇字△△△
組合員番号	氏 名	農事組合法人下田ファーム
( )	電 話 番 号	0123-45-6789
	生 年 月 日	昭和 57 年 1 月 1 日

〇〇市 記

資格得喪の対象たる土地

土地の所在地			地目	用途	地積 (㎡)	資格得喪 原因	資格得喪 時期	付記
大字	字	地番						
◎◎◎	●●●	1	田	水田	1,203.00	利用権移転	令和5年4月27日	
◎◎◎	●●●	2	田	水田	2,301.00	利用権移転	令和5年4月27日	
◎◎◎	●●●	3	田	水田	345.00	利用権移転	令和5年4月27日	
◎◎◎	●●●	4-1	田	水田	236.00	利用権移転	令和5年4月27日	
◎◎◎	●●●	5	田	水田	3,145.00	利用権移転	令和5年4月27日	

決 裁	理事長	副理事長	担当理事	事務局長	係(係員)

受 付 印

関係帳簿更正済印	
賦課金システム	賦課金徴収補助簿

# 組合員資格得喪通知書

下記のとおり土地の（全部・一部）について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、土地改良法第43条の規定により通知します。

なお、これに伴う土地改良事業による一切の権利義務を資格取得者が承継します。

令和 5 年 4 月 27 日

□□□土地改良区 理事長 様

資格喪失者（現資格者） 住 所 ○○市○○○町○○字○○  
 組合員番号 氏 名 秋田 太郎  
 ( ) 電 話 番 号 1234-56-7890

資格取得者（新資格者） 住 所 ○○市○○○町○○字△△△  
 組合員番号 氏 名 農事組合法人下田ファーム  
 ( ) 電 話 番 号 0123-45-6789  
 生 年 月 日 昭和 57 年 1 月 1 日

○○市

記

資格得喪の対象たる土地

土地の所在地			地目	用途	地積 (㎡)	資格得喪 原因	資格得喪 時期	付記
大字	字	地番						
○○○	●●●	1	田	水田	1,203.00	利用権移転	令和5年4月27日	
○○○	●●●	2	田	水田	2,301.00	利用権移転	令和5年4月27日	
○○○	●●●	3	田	水田	345.00	利用権移転	令和5年4月27日	
○○○	●●●	4-1	田	水田	236.00	利用権移転	令和5年4月27日	
○○○	●●●	5	田	水田	3,145.00	利用権移転	令和5年4月27日	

准組合員制度を使用する改良区への得喪通知は、本様式を使用

- ・ニツ井白神土地改良区
- ・にかほ市土地改良区
- ・仙北市神代土地改良区
- ・仙北市田沢湖若松堰土地改良区
- ・秋田県雄物川筋土地改良区
- ・山城水系土地改良区

賦課種別	耕作者支払	所有者支払
経常賦課金		○
維持管理賦課金		○
事業償還賦課金		○

←どちらかに「○」を記入  
 ←どちらかに「○」を記入  
 ←どちらかに「○」を記入

受付印

理事長	副理事長	担当理事	事務局長	係(係員)

関係帳簿更正済印	
賦課金システム	賦課金徴収補助簿

## 農用地利用集積等促進計画（権利移転）のチェックリスト

地域計画を未策定  
又は  
地域計画の区域外

## ◆提出書類 ※部数は1契約当たり

書類名等	部数	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 農用地利用集積等促進計画（案）	3部	認可先用、公社用、本人用
<input checked="" type="checkbox"/> 添付書類	3部	個人用、農地所有適格法人用、農地所有適格法人以外の法人用のいずれか
<input checked="" type="checkbox"/> 貸付に係る確認書（様式第8号の2）	1部	
<input checked="" type="checkbox"/> 承諾書	1部	1筆でも抵当権が設定されていれば必要
<input checked="" type="checkbox"/> 貯金口座振替依頼書	1部	2部印刷。1部はJAに提出。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
<input checked="" type="checkbox"/> 貯金口座振替に関する届出書	1部	JAの確認印を押印した上、提出。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
<input checked="" type="checkbox"/> 通帳のコピー	1部	金融機関はJAのみ可。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
<input checked="" type="checkbox"/> 組合員資格得喪通知書	1部	土地改良区の受益地は必要

## ◆その他必要書類 ※部数は1契約当たり

## 法人の場合

書類名等	部数	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 定款のコピー	1部	過去に機構と契約しており、定款の内容に変更がなければ、添付省略可能。その場合は、各筆明細の備考欄に「定款変更なし」と記入

## ◆書類提出前の確認事項

- 今回契約する農地は地域計画の区域外(未策定も含む)ですか。
- 契約手続き時に運転免許証等の身分証明書により、契約者の本人確認を実施しましたか。
- 契約者に対して、手数料の徴収や賃料精算時期等について説明しましたか。
- 契約者の住所を農家台帳等から正確に記載しましたか。（×1-1 ⇒ ○1番地1、1番1号 など）
- 促進計画は、自署をしていますか。法人の場合は社判も可。
- 土地改良区賦課金等の負担区分を出し手・受け手に確認し、促進計画に記載しましたか。
- 農業者種別（認定農業者等）等について、漏れなく記載しましたか。
- 法人の場合、定款は添付していますか。また、添付省略可能か確認しましたか。

上記の内容について、確認しました。

令和 5年 3月 20日

所属 ○○市○○課

氏名 (自署) ○○ ○○

オールクリア

通知年月日	令和2年5月15日	令和2年5月15日
通知者	〇〇市農業委員会事務局	

集積公告日	平成28年1月15日	平成28年1月15日
公告市町村	〇〇市	
複数契約	1	複数契約有

契約が複数ある場合は「1」を入力

申し出年月日	令和2年5月1日			令和2年5月1日
出し手	郵便番号	123	4567	
	住所	〇〇市〇〇字〇〇123番地		
	(フリガナ) 氏名	チュウカン タロウ 中間 太郎		
	連絡先 (電話番号)	市外局番	市内局番	番号
	012	345	6789	※ 携帯電話は 3桁 4桁 4桁で入力ください。

※ 住所を変更する場合

従前の住所	〇〇市〇〇字〇〇456番地
-------	---------------

添付書類：住民票（変更前の住所が記載されているもの）

※ 氏名を変更する場合

従前の氏名	秋田 太郎
-------	-------

添付書類：戸籍抄本

※ 金融機関口座を変更する場合（全項目記入ください。）

金融機関名	〇〇	〇〇
金融機関区分	1	農協
店舗名	〇〇	〇〇
店舗区分	4	支店
金融機関コード	1234	1234-567
店舗コード	567	
口座種類	1	普通
口座番号	1234567	1234567

一括印刷

添付書類：①公社借入代金支払明細書  
②貯金通帳の写し

様式第16号の1（受託機関→公社）

事 務 連 絡  
令 和 2 年 5 月 1 5 日

公益社団法人秋田県農業公社  
農地管理部農地集積課 御中

**変更する項目のみ表示されます**

**ex) 住所変更のみ→表題「住所の変更について」  
文中「～別添のとおり住所を  
変更したい旨～」**

〇〇市農業委員会事務局

住所・氏名・金融機関口座の変更について

貴公社と農地賃貸借契約を締結している者から、別添のとおり住所・氏名・金融機関口座を変更したい旨の届け出が提出されたので、手続きについてよろしくお願  
いします。

様式第16号の1（出し手→公社）

令和2年5月1日

公益社団法人秋田県農業公社  
農地管理部農地集積課 御中

変更する項目のみ表示されます

ex) 住所変更のみ→表題「住所の変更について」  
文中「～利用権の住所を変更  
したいので～」  
添付書類「1. 住所変更」のみ

(賃貸人) 住所 〒123-4567  
〇〇市〇〇字〇〇123番地

氏名 中間 太郎  
(自署)

(電話番号 012 - 345 - 6789 )

住所・氏名・金融機関口座の変更について

平成28年1月15日付け〇〇市公告ほかの農用地利用集積計画により設定された利  
用権の住所・氏名・金融機関口座を変更したいので、次の書類を添えて申し出ます。

添付書類

1. 住所変更 住民票  
(変更前の住所が記載されているもの)
2. 氏名変更 戸籍抄本
3. 金融機関口座の変更 ①公社借入代金支払明細書  
②貯金通帳の写し

※ 従前の住所・氏名

住所	〇〇市〇〇字〇〇456番地
氏名	秋田 太郎

## 公社借入代金支払明細書

	市町村名	〇〇市
送 金 先	金 融 機 関 名	〇〇農協      〇〇支店
	金融機関コード・店舗コード	1234-567
	口 座 の 種 類	普通
	口 座 番 号	1234567
	フ リ ガ ナ	チュウカン タウ
	口 座 名 義 人	中間 太郎
備 考		

- ◎ 1 通帳の写しを添付してください。(送金先が明確にわかるもの)
- ◎ 2 記入の際は、フリガナは必ず記入して下さい。  
(記入がない場合、送金が遅れることがあります。)
- ◎ 3 「本人受領」です。(代理受領は成年後見人等に限りません。)

オールクリア

通知年月日	令和2年5月15日	令和2年5月15日
通知者	〇〇市農業委員会事務局	
集積・配分公告日	平成28年1月28日	平成28年1月28日
公告市町村		
複数契約	1	複数契約有
申し出年月日	令和2年5月1日	令和2年5月1日
受け手	郵便番号	123 4567
	住所	〇〇市〇〇字〇〇123番地
	(フリガナ)	チュウカン タロウ
	氏名	中間 太郎
	連絡先	電話番号 012 345 6789
		携帯番号 012 3456 7890

一括方式の場合は市町村名を入力  
配分計画の場合は空欄

契約が複数ある場合は「1」を入力

← 市外局番 市内局番 番号 の順に入力してください。  
← 3桁 4桁 4桁 と入力してください。

※ 住所を変更する場合

従前の住所	〇〇市〇〇字〇〇456番地
-------	---------------

添付書類：住民票（変更前の住所が記載されているもの）

※ 氏名を変更する場合

従前の氏名	秋田 太郎
-------	-------

添付書類：戸籍抄本

※ 金融機関口座を変更する場合（全項目記入ください。）

金融機関名	〇〇	〇〇農協
店舗名	〇〇	〇〇
店舗区分	4	支店
金融機関コード	1234	1234-567
店舗コード	567	
口座種類	1	普通
口座番号	1234567	1234567
振替開始年	2	令和2年
振替月日	10 25	10月25日

一括印刷

添付書類：①貯金口座振替に関する届出書  
②貯金口座振替依頼書  
③貯金通帳の写し

契約が複数あり、振替月日が異なる場合は振替月日を削除

契約日 H28. 8.31以前：毎年10月25日  
契約日 H28. 9. 1以降：毎年11月20日

様式第16号の2 (受託機関→公社)

事 務 連 絡  
令 和 2 年 5 月 1 5 日

公益社団法人秋田県農業公社  
農地管理部農地集積課 御中

**変更する項目のみ表示されます**

**ex) 住所変更のみ→表題「住所の変更について」  
文中「～別添のとおり住所を  
変更したい旨～」**

〇〇市農業委員会事務局

住所・氏名・金融機関口座の変更について

貴公社と農地賃貸借契約を締結している者から、別添のとおり住所・氏名・金融機関口座を変更したい旨の届け出が提出されたので、手続きについてよろしくお願  
いします。

様式第16号の2（受け手（個人）→公社）

令和2年5月1日

公益社団法人秋田県農業公社  
農地管理部農地集積課 御中

変更する項目のみ表示されます

ex) 住所変更のみ→表題「住所の変更について」  
文中「～利用権の住所を変更  
したいので～」  
添付書類「1. 住所変更」のみ

(転借人) 住所 〒123-4567  
〇〇市〇〇字〇〇123番地

電話番号記入の場合:電話番号  
電話番号未記入の場合:携帯番号

氏名 中間 太郎  
(自署)  
(電話番号 012 - 345 - 6789 )

住所・氏名・金融機関口座の変更について

平成28年1月28日付け秋田県公告の農用地利用配分計画等により設定された利  
用権の住所・氏名・金融機関口座を変更したいので、次の書類を添えて申し出ます。

添付書類

- 住所変更 住民票  
(変更前の住所が記載されているもの)
- 氏名変更 戸籍抄本
- 金融機関口座の変更 ①貯金口座振替に関する届出書  
②貯金口座振替依頼書  
③貯金通帳の写し

※ 従前の住所・氏名

住所	〇〇市〇〇字〇〇456番地
氏名	秋田 太郎

## 貯金口座振替に関する届出書

令和2年5月1日

公益社団法人

秋 田 県 農 業 公 社 御 中

振替支払先		公益社団法人 秋田県農業公社		料金等の種類	賃借料等
貯金者 および 契約者	住 所	〒 123-4567	電話番号	012 - 345 - 6789	金融機関への 届出印
	フリガナ	〇〇市〇〇字〇〇123番地			
	氏 名	チュウカン タロウ 中間 太郎			

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に対して、次の通り依頼したのでお届けします。

農協名	〇〇農協		店舗名	〇〇支店	
金融機関コード・店舗コード			1234-567		
指定口座	預金種目	普通	口座番号	1234567	
振替日	毎年 10 月 25 日 (休日の場合は翌営業日)			振替開始	令和 2 年

秋田県農業公社 使用欄				確認印	備 考
					
				確認日	令和 2 年 5 月 15 日

## 貯金口座振替依頼書

令和2年5月1日

〇〇

農業協同組合 御中

振替支払先		公益社団法人 秋田県農業公社		料金等の種類	賃借料等
貯金者 および 契約者	住所	〒 123-4567	電話番号	012 - 345 - 6789	金融機関への 届出印
		〇〇市〇〇字〇〇123番地			
	フリガナ	チュウカン タロウ			届 出 印
氏名	中間 太郎				

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等を次の口座振替によって支払うこととしたいので、下記事項を確約のうえ依頼します。

農協名	〇〇農協		店舗名	〇〇支店	
金融機関コード・店舗コード			1234-567		
指定口座	預金種目	普通	口座番号	1234567	
振替日	毎年 10 月 25 日 (休日の場合は翌営業日)		振替開始	令和 2 年	

## 記

1. 私が支払うべき賃借料等については私に通知することなく、毎年振替指定日に貴組合所定の方法で支払って下さい。
2. 私は振替日に指定口座の残高が、請求金額に対し不足しないよう必要な措置を講じます。
3. 貴組合が必要と認めた場合は、私に通知することなく、この口座振替契約を解除されても異議ありません。
4. 本取扱に関して万一紛議が生じても貴組合には一切迷惑をおかけしません。

組合使用欄	
-------	--

オールクリア

通知年月日	令和2年5月15日	令和2年5月15日
通知者	〇〇市農業委員会事務局	

集積・配分公告日	平成28年1月28日	平成28年1月28日
公告市町村		
複数契約	1	複数契約有

一括方式の場合は市町村名を入力  
配分計画の場合は空欄

契約が複数ある場合は「1」を入力

申し出年月日	令和2年5月1日	令和2年5月1日
--------	----------	----------

受け手	郵便番号	123	4567		
	所在地	〇〇市〇〇字〇〇123番地			
	(フリガナ)	ノジクミアイホウジン シモダファーム			
	名称	農事組合法人下田ファーム			
	代表者	(フリガナ)	ダ イョウリン		
		職名	代表理事		
		(フリガナ)	アキタ ジロウ		
	連絡先	氏名	秋田 次郎		
		電話番号	012	345	6789
	携帯番号	012	3456	7890	

← 市外局番 市内局番 番号 の順に入力してください。  
← 3桁 4桁 4桁 と入力してください。

※ 所在地を変更する場合

従前の所在地	〇〇市〇〇字〇〇456番地
--------	---------------

添付書類：「法人登記全部事項証明書」等 変更を証する書類

※ 名称を変更する場合

従前の名称	農事組合法人下田農園
-------	------------

添付書類：「法人登記全部事項証明書」等 変更を証する書類

※ 代表者を変更する場合

従前の代表者	職名	代表理事
	氏名	秋田 太郎

添付書類：「法人登記全部事項証明書」等 変更を証する書類  
※農事組合法人の場合は、総会議事録の写し又は印鑑証明書を添付

※ 金融機関口座を変更する場合 (全項目記入ください。)

金融機関名	〇〇	〇〇農協
店舗名	〇〇	〇〇
店舗区分	4	支店
金融機関コード	1234	1234-567
店舗コード	567	
口座種類	1	普通
口座番号	1234567	1234567
振替開始年	2	令和2年
振替月日	10	25
		10月25日

一括印刷

添付書類：①貯金口座振替に関する届出書  
②貯金口座振替依頼書  
③貯金通帳の写し

契約が複数あり、振替月日が異なる場合は振替月日を削除

契約日 H28. 8.31以前: 毎年10月25日  
契約日 H28. 9. 1以降: 毎年11月20日

様式第16号の3 (受託機関→公社)

事 務 連 絡  
令和2年5月15日

公益社団法人秋田県農業公社  
農地管理部農地集積課 御中

**変更する項目のみ表示されます**

**ex) 名称変更のみ→表題「名称の変更について」  
文中「～別添のとおり名称を  
変更したい旨～」**

〇〇市農業委員会事務局

所在地・名称・代表者・金融機関口座の変更について

貴公社と農地賃貸借契約を締結している者から、別添のとおり所在地・名称・代表者・金融機関口座を変更したい旨の届け出が提出されたので、手続きについてよろしく申し上げます。

様式第16号の3 (受け手(法人)→公社)

令和2年5月1日

公益社団法人秋田県農業公社

農地管理部農地集積課 御中

**変更する項目のみ表示されます**

ex) **名称変更のみ**

↓

**表題「名称の変更について」  
文中「～利用権の名称を変更  
したいので～」**

**添付書類「2. 名称変更」のみ**

(転借人) 所在地 〒123-4567  
〇〇市〇〇字〇〇123番地

名 称 農事組合法人下田ファーム  
代表理事 秋田 次郎  
(電話番号 012 - 345 - 6789 )

所在地・名称・代表者・金融機関口座の変更について

平成28年1月28日付け秋田県公告の農用地利用配分計画等により設定された利用権の所在地・名称・代表者・金融機関口座を変更したいので、次の書類を添えて申し出ます。

添付書類

1. 所在地変更 法人登記全部事項証明書
2. 名称変更 法人登記全部事項証明書
3. 代表者変更 法人登記全部事項証明書  
(農事組合法人の場合、総会議事録の写し又は印鑑証明書)
4. 金融機関口座の変更 ①貯金口座振替に関する届出書  
②貯金口座振替依頼書  
③貯金通帳の写し

※ 従前の所在地・名称・代表者(職、氏名)

所在地	〇〇市〇〇字〇〇456番地
名 称	農事組合法人下田農園
代表者	代表理事 秋田 太郎

## 貯金口座振替に関する届出書

令和2年5月1日

公益社団法人

秋田県農業公社 御中

振替支払先		公益社団法人 秋田県農業公社		料金等の種類	賃借料等
貯金者 および 契約者	住所	〒 123-4567	電話番号	012 - 345 - 6789	金融機関への 届出印
		〇〇市〇〇字〇〇123番地			
	フリガナ	ノジクミアイホジシモダファーム			届 出 印
氏名	農事組合法人下田ファーム				

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に  
対して、次の通り依頼したのでお届けします。

農協名	〇〇農協		店舗名	〇〇支店	
金融機関コード・店舗コード			1234-567		
指定口座	預金種目	普通	口座番号	1234567	
振替日	毎年 10 月 25 日 (休日の場合は翌営業日)			振替開始	令和 2 年

秋田県農業公社 使用欄				確認印	備考
					
				確認日	令和 2 年 5 月 15 日

## 貯金口座振替依頼書

令和2年5月1日

〇〇

農業協同組合 御中

振替支払先		公益社団法人 秋田県農業公社		料金等の種類	賃借料等
貯金者 および 契約者	住 所	〒 123-4567	電話番号	012 - 345 - 6789	金融機関への 届出印
		〇〇市〇〇字〇〇123番地			届 出 印
	フリガナ	ノジクミア休ヅン シモダファーム			
氏 名	農事組合法人下田ファーム				

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等を次の口座振替によって支払うこと  
としたいので、下記事項を確約のうえ依頼します。

農協名	〇〇農協		店舗名	〇〇支店	
金融機関コード・店舗コード			1234-567		
指定口座	預金種目	普通	口座番号	1234567	
振替日	毎年 10 月 25 日 (休日の場合は翌営業日)		振替開始	令和 2 年	

## 記

1. 私が支払うべき賃借料等については私に通知することなく、毎年振替指定日に貴組合所定の方法で支払って下さい。
2. 私は振替日に指定口座の残高が、請求金額に対し不足しないよう必要な措置を講じます。
3. 貴組合が必要と認めた場合は、私に通知することなく、この口座振替契約を解除されても異議ありません。
4. 本取扱に関して万一紛議が生じても貴組合には一切迷惑をおかけしません。

組合使用欄	
-------	--

## 契約期間の延長に関する送付書類

- 1 様式第17号の1「契約期間の延長に伴う同意願いについて（依頼）」1部
- 2 様式第17号の2「同意書」3部（関係2者及び農業委員会用）  
 ※農用地利用集積計画の写しを添付  
 ※農用地利用集積計画の土地の一部を延長する場合 ⇒ 2と別紙  
 農用地利用集積計画の土地の全部を延長する場合 ⇒ 2のみ
- 3 様式第7号の2「機構関連事業について」1部（2部印刷され、うち1部は本人用）

複数人の期間延長を同時に行うため、鑑文を1部にまとめる場合、契約延長する出し手の人数を入力

※黄色セルに必要事項を入力 → 一括印刷ボタンで必要部数が印刷されます。

市町村名	〇〇市	申請日	R1. 7. 13
受託機関名		代表者役職氏名	〇〇市長 ▲▲ △△
説明者所属機関	〇〇市農林課	集積公告日	H30. 4. 1
賃貸人氏名	中間 太郎	賃貸人人数	19
賃貸人住所	〇〇市〇〇〇〇		
「変更前」 存続期間（終期）		R10. 6. 1	
「変更後」 存続期間（終期）		R20. 6. 30	

一括印刷  
(様式第17号1の1(鏡文)あり)

一括印刷  
(様式第17号1の1(鏡文)なし)

※鏡文の要否に応じて、「一括印刷」ボタンを選択してください。

※複数人の期間延長を同時に行う場合、鑑文を1部にまとめることが可能です。

鑑文を1部にまとめる場合は、「賃貸人人数」を入力してください。

※「別紙」は、未入力の場合は印刷されませんので、一部延長する場合は、漏れなく入力してください。

※農用地利用配分計画の存続期間延長手続きは同意書ではできません。  
様式11号で解約後、新たな促進計画を作成

様式第17号の1（受託機関→公社 1部）

令和元年7月13日

公益社団法人秋田県農業公社  
理事長 齋藤 了 様

賃貸人人数が入力された場合、人数に応じて「ほか○名」と表示されます

〇〇市長 ▲▲ △△

契約期間の延長に伴う同意願いについて（依頼）

貴公社と農地賃貸借契約を締結している賃貸人 中間 太郎ほか18名から別紙のとおり契約期間を延長したい旨の同意願いがありましたので、手続きについてよろしく申し上げます。

様式第17号の2（賃貸人→公社 3部）

## 同意書

平成30年4月1日付け〇〇市公告の農用地利用集積計画により設定された利用権に関する事項について、次のとおり変更することに同意します。

- 1 土地の所在、地番、地目、面積  
別紙 農地明細のとおり（農用地利用集積計画の写しを添付）
- 2 上記1に係る存続期間（終期）を令和10年6月1日から令和20年6月30日に変更する。

令和 年 月 日

（賃貸人）

住 所 〇〇市〇〇〇〇

氏 名 中間 太郎

（自署）

（賃借人）

住 所 秋田市山王四丁目1番2号

公益社団法人秋田県農業公社

氏 名 理事長 齋 藤 了





# 入 力 シ ー ト

## 農用地利用集積計画の撤回願

- 1 様式17号の3 鑑「農用地利用集積計画の撤回願について（通知）」  
1部（委託先 ⇒ 公社）  
※1地区につき1部
- 2 様式第17号の4「農用地利用集積計画の撤回願（賃貸人→公社→市町村）」  
2部（市町村用、公社控）
- 3 添付書類  
(1) 撤回する農用地利用集積計画の写し  
(2) 農用地利用集積計画の土地の一部を撤回する場合 ⇒ (1) と別紙  
農用地利用集積計画の土地の全部を撤回する場合 ⇒ (1) のみ

※黄色セルに必要事項を入力 → 一括印刷ボタンで必要部数が印刷されます。

市町村名	〇〇〇市	申請日	R1. 8. 31
市町村長名	▼▼ ▼▼	集積公告日	H31. 4. 5
受託機関名	□□農業再生協議会		
代表者役職 氏名	会長 ▼▼ ▼▼	地区名	◆◆地区
賃貸人住所	〇〇〇市△△字□◇111番		

一括印刷  
(様式第17号の3(鏡文)あり)

一括印刷  
(様式第17号の3(鏡文)なし)

※鏡文の要否に応じて、「一括印刷」ボタンを選択してください。  
※「別紙」は、未入力の場合は印刷されませんので、一部撤回する場合は、  
漏れなく入力してください。

様式第17号の3

令和元年8月31日

公益社団法人秋田県農業公社  
理事長 齋藤 了 様

□□農業再生協議会  
会長 ▼▼ ▼▼

農用地利用集積計画の撤回願について（通知）

〇〇〇市◆◆地区において、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業の実施にあたり、別紙のとおり農用地利用集積計画の撤回の申し出がありました。

については、農用地利用集積計画の撤回に同意くださるようお願いいたします。

## 農用地利用集積計画の撤回願

令和元年8月31日

〇〇〇市長 ▼▼ ▼▼ 様

申請者（賃貸人）

住 所 〇〇〇市△△字□◇111番

氏 名 中間 太郎  
(自 署)

申請者（賃借人）

住 所 秋田市山王四丁目1番2号

氏 名 公益社団法人 秋田県農業公社  
理 事 長 齋 藤 了

旧農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定により、平成31年4月5日付け〇〇〇市で公告された農用地利用集積計画の下記の土地について、公告の撤回をお願いします。

1 対象の土地

所 在	地 番	地 目	面 積
別紙のとおり			

2 撤回を願い出る理由

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業の実施にあたり、従来の農地中間管理権を解消した上で、15年以上の農地中間管理権の再設定を行うことが必要なため。

3 撤回後の土地の利用計画

農地中間管理機構が農地中間管理権を再設定し、同機構から※農用地等の配分を受けた転借人が農用地等として利用する。

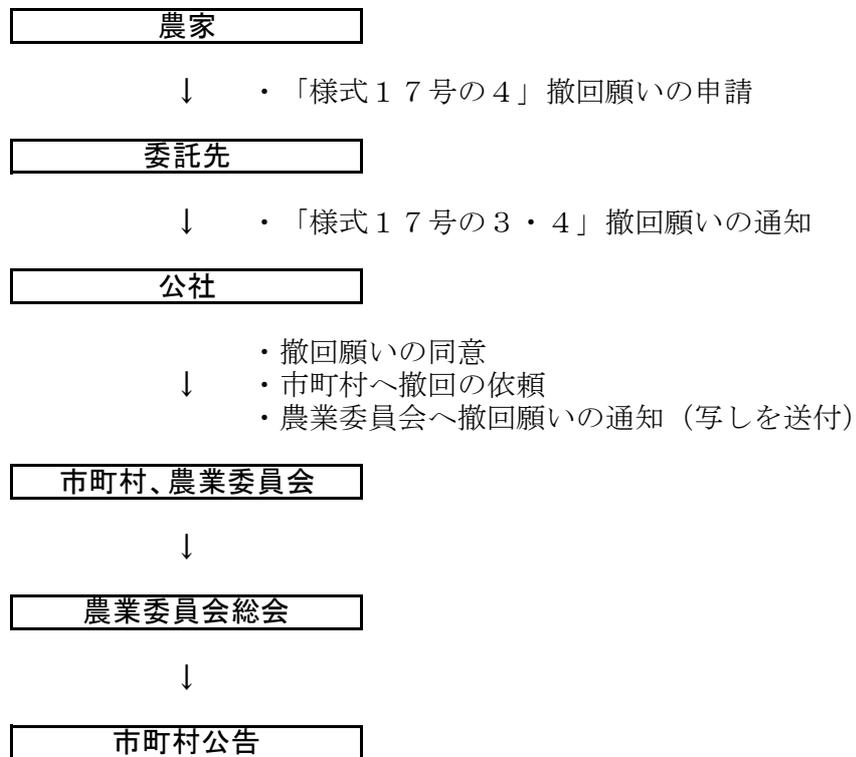
※ 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第2項

4 撤回の効力発生日

撤回の公告を行なった日



## 機構関連事業に伴う農地中間管理権の撤回及び再取得手続きフロー



## 様式第18号の入力シート

### 農地一時転用の同意願いに関する送付書類

- 1 農地一時転用の同意願いについて（通知） 受託機関 → 公社
- 2 農地一時転用の同意願いについて（申請） 出し手・受け手 → 公社
- 3 農地明細書「別紙」
- 4 添付書類  
一時転用の内容が確認できる書類  
（一時転用に係る計画や図面など）

※水色セルに必要事項を入力してください。

通知年月日	R2.5.1	令和2年5月1日
通知機関名	〇〇市農業委員会事務局	

#### 出し手（集積計画）

公告市町村	〇〇市	
公告日	H30.1.15	平成30年1月15日
出し手氏名	中間 太郎	
出し手住所	〇〇市〇〇〇〇10番地	

#### 受け手（集積・配分計画）

公告日	H30.3.28	平成30年3月28日	秋田県公告
受け手氏名	中間 次郎		
受け手住所	〇〇市〇〇〇〇987番地		

#### 転用

転用終了日	R3.3.31	令和3年3月31日
転用の理由	公共工事に係る〇〇として使用するため	

※農地明細は「別紙」シートに直接入力してください。

印刷

様式第18号（受託機関→公社 1部）

令和2年5月1日

公益社団法人秋田県農業公社  
理事長 齋藤了様

〇〇市農業委員会事務局

農地一時転用の同意願いについて（通知）

貴公社と農地賃貸借契約を締結している出し手 中間 太郎 及び受け手  
中間 次郎 から別紙のとおり農地の一時転用の同意願いがありましたの  
で、手続きについてよろしくお願ひします。

様式第18号（出し手・受け手→公社 1部）

令和2年5月1日

公益社団法人秋田県農業公社  
理事長 齋藤 了 様

農地一時転用の同意願いについて（申請）

このことについて、平成30年1月15日付け〇〇市公告の農用地利用集積計画及び平成30年3月28日付け秋田県公告の農用地利用配分計画により、利用権の設定された別紙農地について、一時転用をしたいので同意願います。

（出し手）

住所 〇〇市〇〇〇〇10番地

氏名 中間 太郎  
(自署)

（受け手）

住所 〇〇市〇〇〇〇987番地

氏名 中間 次郎  
(自署)

記

- 1 転用の期間 農地法許可日から令和3年3月31日まで
- 2 変更の理由 公共工事に係る〇〇として使用するため

---

上記申請について同意します。

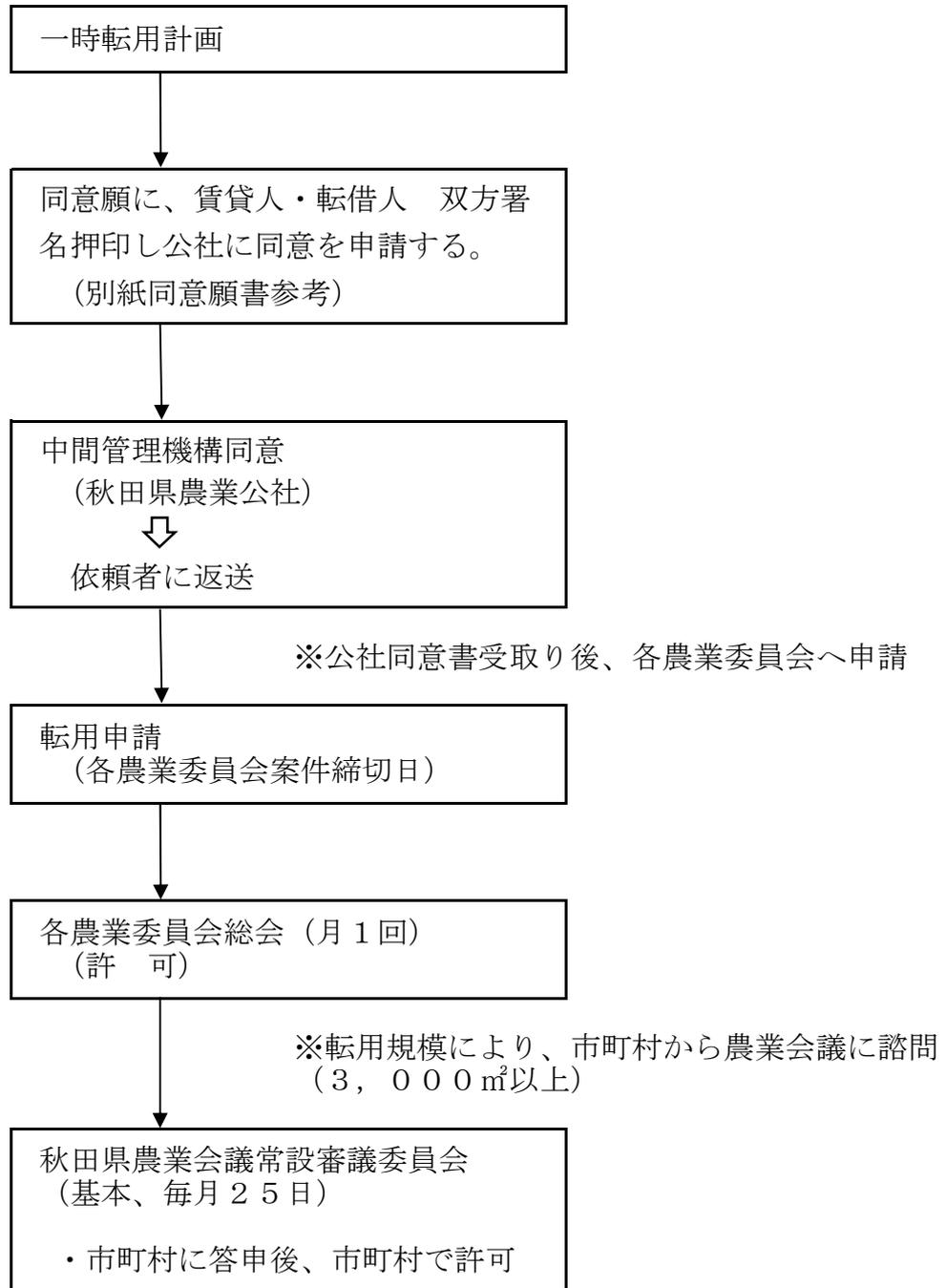
なお、許可後速やかに許可書の写しを提出してください。

また、転用事業完了後は完了届の写しを提出してください。

令和 年 月 日

公益社団法人秋田県農業公社  
理事長 齋藤 了





事 務 連 絡  
令 和 年 月 日

公益社団法人秋田県農業公社  
理 事 長 齋 藤 了 様

(業務委託先名)

贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書について

貴公社と農地賃貸借契約を締結している者から、別紙のとおり依頼がありましたので、  
手続きについてよろしくお願ひします。

特定貸付けを行った旨の証明書

証 明 願

令和 年 月 日

公益社団法人秋田県農業公社  
理事長 齋藤 了 様

申請者 住所  
氏名

記

租税特別措置法第70条の4の2第1項の適用を受けるため、同法第70条の4第1項の規定の適用を受ける下記の農地等について行われた貸付けが、同法第70条の4の2第1項各号に掲げる農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われた貸付けであることを証明願います。

所在地番	地目	面積	貸付けが行われた年月日
※別紙のとおり			

上記の農地等について行われた貸付けが、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われた貸付けであることを証明する。

秋農公一 一  
令和 年 月 日

公益社団法人秋田県農業公社  
理事長 齋藤 了



事 務 連 絡  
令 和 年 月 日

公益社団法人秋田県農業公社  
理 事 長 齋 藤 了 様

(業務委託先名)

相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書について

貴公社と農地賃貸借契約を締結している者から、別紙のとおり依頼がありましたので、手続きについてよろしく申し上げます。

特定貸付けを行った旨の証明書

証 明 願

令和 年 月 日

公益社団法人秋田県農業公社  
理事長 齋藤了 様

申請者 住所  
氏名

記

租税特別措置法第70条の6の2第1項又は第3項の適用を受けるため、同法第70条の6第1項の規定の適用を受ける下記の農地等について行われた貸付けが、同法第70条の6の2第2項各号に掲げる農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われた貸付けであることを証明願います。

所在地番	地目	面積	貸付けが行われた年月日
※別紙のとおり			

上記の農地等について行われた貸付けが、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われた貸付けであることを証明する。

秋農公一 一  
令和 年 月 日

公益社団法人秋田県農業公社  
理事長 齋藤了



公益社団法人 秋田県農業公社  
 理事長 齋藤了様

市町村長 印

農地中間管理機構が借受けをしない農用地等について（証明願）

●● 年 月 日付で、貸付希望農用地等の登録申請があった農地のうち、下記の農用地等については、次の理由により農地中間管理機構が借受けをしない旨を証明願います。

- 当該区域に借受希望者がいない。
- 借受希望者との交渉の結果、条件面で折り合わなかった。
- 差押・土地改良区賦課金の滞納等があった。
- その他（ ）

1 所有者の住所、氏名

住所：

氏名：

2 対象農用地等

番号	市町村名	大字	字	地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※添付書類：様式第5号の1「貸付希望農用地等の登録申請書」の写し

上記の農用地等について、現時点では農地中間管理機構が借受けしないことを証明します。

秋農公一  
 令和 年 月 日

(秋田県農地中間管理機構)  
 公益社団法人 秋田県農業公社  
 理事長 齋藤了

参考様式3号

令和 年 月 日

公益社団法人 秋田県農業公社  
理事長 齋藤了様

(申請者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

戸籍関係書類の原本還付について(依頼)

今回、農地中間管理事業による農地の貸借にあたり、戸籍関係書類を送付しましたが、原本を還付して下さるようお願いいたします。

原本還付を希望する場合は、本様式に戸籍関係書類の  
原本一式とコピー1部を添付して提出してください

参考様式 4 号の 1

令和 年 月 日

〇〇市町村農業委員会 会長 〇〇 〇〇 様

〇〇市町村長 〇〇 〇〇

農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について（依頼）

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 4 項の規定により、標記計画案に対する意見を聴取します。

つきましては、内容を御確認いただき、意見がある場合はその内容を御回答くださるようお願いいたします。

**【添付資料】**

農用地利用集積等促進計画（案）



(公社貸付)

地域計画を未策定  
又は  
地域計画の区域外

令和 年 月 日

公益社団法人 秋田県農業公社

理事長 齋藤 了 様

原則、押印省略

〇〇市町村農業委員会 会長 ●● ●●

## 農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、  
農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請します。

<添付資料>

農用地利用集積等促進計画（案）